

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ ４ ）			
日 時	平成 1 3 年 1 0 月 1 0 日（水）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 5 時 0 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	新野委員長、武井副委員長、横田・成田・大竹・松本（光）・大畠・新谷・古沢・久末・高橋・斉藤（陽） 各委員		
説 明 員	木野下監査委員、水道局長、市民・福祉・環境・土木・建築都市各部長、樽病・監査委員両事務局長、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～ 会議の概要 ～

○委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に成田委員、斉藤陽一良委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

北野委員が古沢委員に、秋山委員が斉藤陽一良委員に、佐野委員が高橋委員に、松本聖委員が大畠委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

市民クラブ。

○大畠委員

除雪費について

土木部に除雪費についてお尋ねいたします。

12年度の決算書を見ますと、除雪費が、予算では11億 4,100万余りで、支出額では10億 9,400万何がしで、その差 4,660万ほどの不用額が出ておりますが、この不用額の出た理由というのはどのようなことですか。

○（土木）土木事業所長

不用額が 4,600万出たということでございますけれども、これは、当初考えておりました除排雪の全体的な経費が圧縮されたということで、こういう不用額が生じたということでございます。

○大畠委員

そうすると、これは全般的に圧縮されたと。特別、何かが急激にどんと余ったというようなことでないのですね。

除雪費については、雪の多い少ないによって補正などを組んでいますけれども、そういう中で、なおかつこういうふうな 4,600万ほどの不用額が出たという大きな理由は何なのか。雪が降れば必ず補正をします。

そうしますと、お尋ねしますけれども、例えば雪捨て場は、特に今年なんかは手宮の交通記念館の前に6月近くまで雪がございました。それらは、以前に質問したときには、新年度、13年度の除雪費の予算の中で膨らんだということでしたけれども、これは間違いはないのですか。

○（土木）土木事業所長

北荷跡地の雪捨て場というのは平成12年度から開設したわけでございますけれども、その雪の後処理の部分、これは平成13年度の除雪費の中でその処理を行い、最終的には6月ぐらいまでかかったわけでございますので、その間の中で雪の処理を行ったということでございます。

○大畠委員

そうすると、13年度の予算の中で、雪が消えるまでの費用というのはどれぐらいかかったのですか。

○（土木）土木事業所長

雪の処理の費用でございますけれども、600万ほど、ブルであるとかコンボを配置いたしまして、雪を解かす作業を行ったわけでございますので、そういうものにかかりました。

○大畠委員

そうすると、北荷の前が600万、そのほかには何カ所があるのですか、そういう同じような場所というのは。それはどれぐらいかかっているのですか。

○（土木）土木事業所長

ほかに、雪捨て場としましては、大型のやつでは、中央ふ頭の基部であるとか、そのほかに、銭函地区で言えば御膳水のところの雪の処理の場所、それと、望洋で言えばマリンヒルホテルの奥であるとか、あと、天神町であれば浄水場の前とか、そういうところでそれぞれ雪の処理を行ってございます。

その中では、いろんな経費がございすけれども、中央ふ頭基部で言えば、しゅんせつ等に費用がかかったということで、その部分で 1,000万ぐらいかかってございます。あと、天神町の部分で言えば 200万程度、トータルで言えば 2,000万程度ではないかと。

○大島委員

どこですか。

○（土木）土木事業所長

2,000万ちょっとぐらいの経費がかかっております。

○大島委員

そうしますと、決算上は 4,600万ほどの不用額が出たけれども、実際には投げっ放しのために新年度の予算で 2,000万近くの費用がかかった。そういうことになれば、この不用額は出ているけれども、実際には、12年度の処理をするために 2,000万ぐらい使ったというふうに解釈してよろしいですね。

○（土木）土木事業所長

平成12年度に降った雪を処理したという意味では、そういうことで、13年度の除雪費の中からそういうお金が出ておりますので、解釈の仕方としてはそういう考え方になろうかと思います。

○大島委員

次に、決算書によりますと、除排雪業務委託料、排雪料ということで立米数と金額が出ておりますけれども、排雪ですから、排雪のために車両を借り上げるだろうと思います。このうち、区分できるものであれば、町内会単位の貸しダンプがありますが、これらの申込み台数はどのくらいだったのか、そしてまた、貸しダンプにかかった費用といえますか、それらの内訳がわかれば、教えてください。

○（土木）土木事業所長

貸しダンプの関係でございすけれども、排雪量としては9万 3,700立米を投げておりまして、台数は、平成12年度は 1,397台、そのダンプにかかった費用でございすが、4,174万ほどかかっております。

○大島委員

この貸しダンプ制度というのは、住民にとっては大変ありがたい制度なのです。それで、新年度、13年度から除雪体制が変わる予定でございすけれども、これは新年度では継続する予定なのですか、この点についてお聞かせください。

○（土木）土木事業所長

13年度の除排雪体制を今見直してございすけれども、その中でも、町内会が行う手続というものは今までと全く変わらない状況にあります。ただ、その行う時期であるとか、行う費用等については、今までよりも、その地域を担っている共同企業体の方々の一般的な除雪・排雪との絡みも出てきますので、その共同企業体との連携を強めてもらおうというふうに考えております。

○大島委員

この費用の負担なのですけれども、ダンプはいいですよ。積込みの機械についてはそれぞれが負担をしてくださいと。そうすると、新年度から変わる、この中では、形態、やり方としては今までと全く同等の扱いですか。役所に申し込んで、日程を調整する、そして積込みの機械はそれぞれの地域で協力業者の中から探してもらう、こういうシステムというのは変わらないのですか。

○（土木）土木事業所長

今の部分で言えば、今までと全く同じ形でやっていただくことになります。

○大島委員

次に、関連しておりますけれども、一般の学校の通学路の除雪、そしてまた道路の除雪は、関連して、延長線上にあるんですね。そしてまた、学校敷地内の除雪について、平成12年度を含めて、以前の除排雪の業務委託料にちょっと不明瞭な点が見受けられた。

といいますのは、一般の道路、そして通学路、そして学校の敷地とある。この学校内の敷地も土木費の除雪の中でやっているから見受けられたケースがございます。それらは、今度、新たな組織の中で、教育委員会とどのように調整をするのか、これをちょっと聞きたいのです。

といいますのは、具体的に例を挙げますと、一般の道路があつて、通学路があつて、その地域を請け負っている業者さんがいました。ところが、除雪方法を見ていますと、先生方が駐車場に使っている学校敷地内、その除雪もしていた部分がございます。除雪説明会のときに、この点についてはどういうふうになっているのだ、そんな質問といいますか、討議をさせていただきました。

いろいろ調べたら、通学路というのは、全市、始まる時間も同じです。そうすると、請け負った業者が一斉に全市を通学の前に除雪できるのかということになれば、かなりの設備を持っているところでなければ、どうもそれは不可能だと。であれば、今までどうしていたのか。そんな質問を除雪説明会のときにさせていただいたのですが、新しく今度システムが変わるわけですから、これらについても、誤解を招かないような方法で業務委託をしていたきたい。

そのためには、関係する教育委員会との調整も必要であろう、そのように思っておりますけれども、この点については、新年度、どのように取り組むつもりなのか、お聞かせください。

○（土木）土木事業所長

学校給食の関係の除雪につきましては、市道から学校敷地内の部分の除雪を行っているわけですが、それは過去のいろいろな経過がありまして、土木部の除雪費の中でやっていくという市の方針のもとでやっていた。その目的は、あくまでも、生徒の通学路であり、給食の運搬路であり、学校への灯油の供給路である、そういう部分に充てるということが目的でございました。

そういう意味で、今まで時間当たり単価というもので発注しておりましたけれども、今回、キロ当たり単価ということに変更するということもありまして、45校全部の実態はどうなっているのかという部分も土木部の方で把握させていただいて、いろいろなケースがあるということは現実にございます。

それで、今の3つの目的以外の部分、これをどうしていくかという部分を教育委員会とも今後詰めなきゃならないということで、12年度での打合せは一度済んでおりますけれども、今後、それぞれの学校の実態とか学校の使い方、いろんなケースがあつてやられている部分もございますので、その辺をどういうふうにするのか、また、タイミング的にはいつ入れるべきなのかということも含めて、検討していかなければならない課題であるなということで考えてございます。

○大島委員

土木部の除雪費の中で管轄外の学校の敷地を除雪するということは、私は問題があると思う。やはり、これは、学校の敷地なら学校の管理の中で行うべきものであつて、それが何とはなしに長年にわたってそういう経緯があったとすれば、新しく組織される新年度の中できちっと区分をしていただきたい。まして、先生方が駐車場に使っている敷地内の除雪や排雪についても、これはきちっと教育委員会と詰めていただいて、土木費と教育予算の中での区別をはっきりさせていただきたい、そのように要望するものでありますけれども、いかがですか。

○土木部次長

まず、今、所長の方からお答え申し上げた基本的な部分なのですが、当初、校内に行く道路を含めて、教

育の予算でもって独自に発注していた時期というのが相当ありまして、それが合理的でない。

例えば、そばまで業者さんが来ているのに、同じ時間帯に別な、教育委員会が委託しているブルがまた通る、ということで、費用の問題というよりも、機能の問題として、そこまで行くのであれば、路線除雪のついでと言ったらなんですけれども、今言った通学路とか給食とか灯油とかという、学校の生徒に対するサービスといいますか、そういった意味でつける道路については路線除雪の中に組み込んで、昨年の実績ですと、12校だけ単独で委託の発注をしてございました。

ですから、費用の問題からすれば、教育委員会の中にそういう意味での除雪費というのは余りないと思います。それは、そういう機能の問題として内部で整理をさせてもらった。

ただ、問題は、委員が今ご指摘のように、いわゆる学校開放校だからということで、利用者のために広場をつくっていくとか、先生の車がとまるから、そこを広く除雪するとかという、こういう行為そのものの自体が間々見受けられた部分がございます。今回の見直しの中で、基本的に、路線除雪の延長という形で、先ほど申し上げた12校も含めて、全部、路線除雪の中に組み込んでいこうと思っています。

したがって、そういった余計なところと言ったら語弊がありますけれども、そのことをやるということは、周囲のところに行くときに行くわけですから、そこで余分な時間を費すことになりませんので、今、教育委員会と話しているのは、基本的に、学校の事情でどうしても屋外に広いところが必要なのだとか、教育的に学校開放校という意味でどうしても外に利用者のための駐車場が要るとかという理由については、契約のあり方といいますか、そこら辺も整理をして、朝早く通学路をあけるときにあってそこまでやる必要がないわけですから、後日というか、終わってから別建てな委託という、別な目的をお願いをするというような趣旨も含めて、教育と今やりとりをしているところです。

基本スタンスとしては、路線除雪の中で学校をやるということは変えるつもりはないのですけれども、今言った別な部分の除雪については、別建ての議論をしていきたいというような趣旨でお話をさせてもらっていますので、そんな方向でこれから内部的には詰めていきたいというふうに考えております。

○大島委員

今、調整中ということはわかりました。

また、反対に、通学路路線になっていながら、数年間、除雪が入っていなかった場所も指摘されております。指摘をした結果、平成12年度の冬は入っております。そういうケースも個々にはございますが、新しいシステムは私は大賛成であります。今のようなことも含めまして、教育委員会、あるいは業者との契約の中でさらに詰めて、いい形で出発できるように望んでおります。質問を終わります。

○委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

○高橋委員

ごみ収集車の購入費について

環境部に質問いたします。

145ページに、ごみ収集車の購入費が載っておりますけれども、このパッカー車の債務負担分、それから新規購入分、それぞれ金額が出ておりますが、この意味合いについて説明をお願いします。

○（環境）管理課長

ただいまのごみ収集車の件でございますけれども、債務負担分は1,340万ほどの額でございますが、これは、平成9年に購入したのが1台、これが313万8,000円ほどでございます。それから、平成10年に1台購入してございます。これが337万8,000円ほどの額でございます。平成11年に2台購入してございまして、これが688万ほどの

数字でございまして、そのトータルが 1,340万ほどの額になってございます。

新規購入分は、平成12年に購入した分でございまして、これは利息の分でございます。

○高橋委員

それで、このパッカー車の使用年数というのですか、耐用年数は何年になりますか。

○（環境）管理課長

めどでございますけれども、一応、10年を考えてございます。

○高橋委員

そうすると、償還は10年というふうに考えていいのでしょうか。

○（環境）管理課長

償還の関係でございますけれども、先ほど申し上げました9年から11年までの部分では、償還年数は5年でございます。12年度購入部分から7年の償還ということでございます。

○高橋委員

資料をいただきました中で、車種ですが、中型パッカーとプレスパッカーと2種類に分かれているのですけれども、このプレスパッカーとの違いは何なのでしょう。

○（環境）廃棄物事業所長

ごみを車の後ろから投入しますと、鉄の回転板といいますか、鉄の板を回してごみを前の方へ単に押し込める、これをパッカー車と言います。もう1枚の鉄の板を使いまして、強制的にごみを圧縮して前の方へずっと詰めていく、これがプレスパッカーと呼んでいるものです。

なお、中型といいますのは、車等で、大体のめどとして、大型、小型、中型というふうに総称していますので、大体、中型ということでございます。

○高橋委員

購入年月日を見ますと、最近ではプレスパッカーというのはないのですけれども、これは余り必要がなかったというふうに考えて、プレスパッカーは購入していないのでしょうか。

○（環境）廃棄物事業所長

近年、大型ごみにつきましては、それぞれの家庭で有料でもって許可業者に処分してもらうということで、小樽市が現在やっている無料の部分については、大型ごみはやっておりませんので、そういう意味で、日常生活から出る細かいごみですので、わざわざ、押しつぶすといいますか、壊す必要はないという考えでございまして、どうしても、プレスになりますと、そういう大型ごみを積みますと、中の方が傷んでいきますので、そういうことでやめてまいって、つぶす必要はないということでございます。

それと、これはメーカーによって若干違うのですけれども、強制的にごみを圧縮する、又はごみを吐き出すという装置がつきますと、どうしても積載量としてごみの量を多く積めないという傾向になります。たしかメーカーによって若干違いますけれども、そういう意味で、近年はプレスは取りやめにして、単なるパッカーに変えてきている、こういうことです。

○高橋委員

それで、直営と委託の車両がありますけれども、それぞれ何台ずつになりますか。

○（環境）管理課長

直営車は15台でございます。委託の場合は10台でございます。

○高橋委員

この委託の制度はいつから始まっておりますか。

○（環境）廃棄物事業所長

古くは、戦前にも若干ありまして、その当時は、ごみを出すご家庭も少なく、事業所ごみ、その他いろいろなごみでやっていましたけれども、現在のような形になりましたのは、天神の焼却場が、41年の4月からですか、本格的に移動しましたので、燃やすごみ、燃やさないごみに分けて収集すると。ですから、現在の形で委託されているのは、41年から委託しているということでございます。

○高橋委員

一般廃棄物の収集量について

次に、一般廃棄物の収集量ですけれども、平成11年、それから平成12年、それぞれ、燃やすごみ、燃やさないごみの合計をお願いします。

○（環境）管理課長

平成11年のごみの関係でございますが、今、燃やすごみ、燃やさないごみというお話でございますけれども、トータルで申し上げたいと存じます。

平成11年の生活系の一般廃棄物でございますが、4万9,687トン、平成12年においては4万1,528トンで、16.4%ほど減ってございます。

事業系のごみでございますけれども、平成11年は6万263トン、平成12年は3万8,651トンでございます、35.9%ほど減ってございます。

○高橋委員

この減ってきた要因というのはどういうことが考えられますか。

○（環境）管理課長

昨年の4月からごみ袋の透明化への切替え、それから、7月から資源物分別収集の全市実施ということをやっております、市民の方々の分別意識の高まりの中で、ごみの排出抑制が図られたのかなと、このように考えてございます。

○高橋委員

次に、決算による原価計算書というのが、いただいた資料の中にあります。それで、収集部門で、直営、それから委託のトン当たり単価をお願いします。

○（環境）管理課長

収集部門で、トン当たりでございますけれども、直営の部分で2万694円、委託の部分では1万451円でございます。

○高橋委員

単純に倍ですね。これはなぜこんなに違うのでしょうか。

○（環境）管理課長

まず、収集地区の関係でございますけれども、直営の場合は、妙見川から札幌寄りといいますか、銭函方面等でございます、運搬距離の関係でコストのはね返りがあるのかなと。あと、人員体制の関係でございますけれども、委託の方は2名でございます、現在、直営では3名体制の中で運営している、この辺のはね返りがあるのかなと思っております。

○高橋委員

それで、環境部としてはこの点についてはどのように考えておりますか。

○環境部次長

直営と委託の単価の差異でございますけれども、課長が今申し上げましたように、収集区域の違いとか、1台当たりの人員の関係、あるいはまた、直営には予備人員といったものの人員も抱えているということもございまして、そういった差異が生じているというふうに思っております。

ただ、これにつきましては、他都市の例もありますけれども、直営の方が基本的には人件費の問題が一番大きいのではないかというふうに思っています。ですから、こういった部分については、やむを得ないとは思っておりますけれども、同一業務といったことの中では、余りにも直営と委託の差異があるということは好ましいことではございませんので、私どもとしては、今後、直営の業務のあり方もいろいろ見直しをしていく、あるいはまた一方で、委託業務の一定の待遇改善的なことも同時に考えていかなければならないのではないかと、このように考えております。

○高橋委員

いずれにしても、市民の方がなるほどなと納得できるような内容にぜひしていただきたいなというふうに思います。

フロンガス対策費について

次に、同じく 145ページにフロンガス対策費がありますけれども、フロンの回収からフロンの処理までの一連の流れの説明をお願いします。

○（環境）廃棄物対策課長

フロンガスの業務の一連の流れについてであります。現在は、家庭から排出される冷蔵庫については粗大ごみで収集しております。その粗大ごみについては、一般許可業者が、つぶさないで、その冷蔵庫を、去年の6月までは伍助沢の処分場に、7月以降は桃内の処分場まで搬入しております。

その搬入された冷蔵庫の台数ですけれども、ある一定以上、100台程度をめどに、集まった時点で、車載型のフロン機によりましてフロンガスを抜き取っております。その際の抜取りの業務につきましては委託をしております。

その後、ボンベに回収したフロンガスを、石狩に焼却する施設があるのですけれども、その会社に収集・運搬していただき、分解手数料も支払いする形で処分しております。

今説明した内容につきましては、平成12年度の処理の内容です。

平成13年度におきましては、4月から家電リサイクル法が施行されました。家電リサイクル法では、家電4品目、テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機がリサイクル法に該当するものなのですが、そのうち冷蔵庫につきましては、排出者責任ということで、排出者がリサイクル料を支払って、リサイクルする工場でフロン抜きがされている状況です。ですから、平成13年度におきましては、市がフロンを回収するという業務は一切起こらないという形になっております。以上でございます。

○高橋委員

ありがとうございます。

不法投棄対策費について

それでは最後に、不法投棄対策費というのが出ております。この108万3,230円の内訳をお願いします。

○（環境）管理課長

不法投棄対策経費の内訳でございますけれども、大きくは、ごみの収集・運搬業務の関係でございます。石狩湾新港のクリーン作戦の関係の経費で57万9,000円ほど、それから、銭函海岸の関係でございますが、これが18万1,000円ほど、それから、市内各地といいますか、奥沢の水源地とか商大のグラウンド等の関係でございますが、これが9万9,000円ほど、約10万でございます。このほか、廃自動車、廃タイヤの関係が17万4,000円ほどございます。これに事務経費等を入れて、トータルが108万3,000円ほどの額になってございます。

○高橋委員

それと、防止対策みたいなものは何かやっておりますか。

○（環境）管理課長

一応、従前から啓発関係に努めてきてございますが、今年度からは、囑託の方でございますが、監視員を2名配

置してございます。市内のパトロール監視ということで強化を図ってきているところでございまして、さらに、私どもは、10月、今月から監視カメラの設置も考えているところでございまして、これによって大きな抑止効果が図られるのかなと思っております。これによりまして生活環境の保全を進めていきたいなと、このように考えているところでございます。

○高橋委員

平成12年度に不法投棄というのが何件くらいあったかというのわかりますか。

○（環境）管理課長

件数的にはちょっと押さえてございませぬ。申しわけございませぬ。先ほど言いましたように、大きくは、石狩湾新港のクリーン作戦の関係、それから銭函海岸の関係の収集をやってございます。

○高橋委員

逆に、市民の方から通報とか連絡というのは去年は結構ありましたか。

○（環境）管理課長

通報は、市民の方々からはいただいてございます。

○高橋委員

件数はわかりますか。大体でも結構なのですけども。

○（環境）管理課長

12年度の通報件数はちょっと押さえてございませぬ。それで、13年で言いますと、通報件数の関係でございすが、4月から9月までの間でございすけれども、今まで103件の通報をいただいてございます。

○高橋委員

それで、他都市では、市民と行政と警察とで協議会とか対策会議みたいなものをやっているのですが、環境部としてはどのように考えておりますか。

○（環境）管理課長

通報を受けた中で、いろいろな連携をとっていかなきゃならないのかなと思っておりますが、議員が今おっしゃられたような連携システムといいますか、その段階までは今の段階では行ってございませぬ。

○高橋委員

他都市のものを参考にして、ぜひやっていただきたいなというふうに思いまして、その要望をして、終わります。

○斉藤（陽）委員

青少年女性活動費について

市民部の青少年女性対策室の方にお伺いをさせていただきたいと思います。

まず、決算説明書の129ページ、それから、決算書の方は56ページ、事務執行状況説明書の38ページ以下、38、39、40ぐらいのところです。

まず、決算書の56ページの方で、青少年女性活動費というのが3,325万2,000円、補正で57万5,000円、合計が3,382万7,000円ということで、決算説明書の方の129ページを参照しますと、職員給与と費が6,010万くらいということで、合計しますと、9,351万5,102円、こういう歳出の規模なのですけども、この規模からいっても、また、行政サービスの中身としましても、これは小さいとは言えないと思います。

決算書で、報酬のところなのですが、3,380万の総額に対して、1,864万1,083円という報酬がございす。それから、報償費として140万ほど予算計上されていまして、そのほとんどが支出済みということなのですけども、この報酬と報償費等の内訳をお示しいただきたいと思います。

○（市民）青少年女性室 玉木主幹

報酬の内訳でございますが、それにつきましては、嘱託報酬といたしまして 1,454万 2,800円、それと、青少年問題協議会の報酬といたしまして 9万 4,400円、それと、放課後児童健全育成事業費の中で 370万 6,305円ということでございます。

○斉藤（陽）委員

私がお伺いしたのは、その嘱託報酬は、説明書の方の 129ページを見ますと出ているのですが、嘱託報酬 1,457万ですか、この中身といいますか、それぞれ、どういうところの分野で、例えば育成活動ですとか補導相談ですとか、そういう部分でどういう内訳になっているかというふうに伺ったのです。

○（市民）青少年女性室 玉木主幹

この内訳につきましては、青少年育成関係、それから相談関係、補導関係、それと一般事務補助と分かれるのです。その内訳については、ちょっと今間に合わなかったものですから、申しわけありませんけれども、後で提出いたしたいと思います。

○斉藤（陽）委員

正確な金額じゃなくてもいいのですけれども、おおよそ、何割ぐらいでもいいのですが、わかりませんか。

○（市民）青少年女性室 玉木主幹

大体、頭割りでいけば、一般事務関係で 2 名分、それから補導関係で 2 名分です。それと相談関係で 3 名分、健全育成関係で 1 名分、その割合になっております。

あと、金額については後で委員の方に出したいと思います。

○斉藤（陽）委員

人数がそのような人数であるということですね。

それでは、実際に、この報酬は、どのような方に対して、どういう仕事をされていて、どういう形態の支給をされているのか。例えば、日給とか月給とか時給であるとか、時給計算がどうなっているとか、そういった部分はいかがでしょうか。

○（市民）青少年女性室 玉木主幹

今言いました嘱託の方に関しては、日給月給でやっております。

それと、資格というか、どういう要件が要るかということで、健全育成の関係につきましては、別に資格というものはありませんけれども、これにふさわしい方を嘱託として使っているということです。

それと、補導関係につきましても、具体的に言えば、学校の校長先生をやめられた方というような関係で嘱託として使っております。

それと、相談業務につきましても、長年のそういう経験を生かしてもらおうということで、学校をやめられた先生を使っております。

それと、一般事務補助につきましては、そういう事務の処理能力がある方を使っております。

あと、放課後児童健全育成事業につきましては、時間月給でやっております。これにつきましても、別に資格が云々ということではやっておりません。でき得れば、保母等の資格があれば非常に好ましいかなというような考え方であります。

○斉藤（陽）委員

ちょっと聞き取りづらかったのですが、補導相談についてはどのような方ですか。学校の先生を退職されたという部分は補導相談の部分ですか。

○（市民）青少年女性室 玉木主幹

補導の関係については、現在、2 人、専任補導員として嘱託で務めていただいておりますけれども、学校を退職された先生の方がお務めになっております。

○斉藤（陽）委員

事務執行状況説明書の38ページ以下について具体的に何点かお伺いしていきたいのですが、まず、38ページの育成活動というところで、いろんな交流会が行われている、あるいは養成研修というのがあるわけですが、その指導者、サブリーダーという区分で参加されている方がいるのですが、この指導者の要件といたしますか、試験で何か資格が認定されるとか、そういったようなことはあるのでしょうか。

○（市民）青少年女性室 玉木主幹

サブリーダー、それから指導者の認定資格があるのかどうかということなのですが、サブリーダーと申しますのは、小樽市と敦賀市と交流しております。少年の船ということです。それに参加された方のOBの方たちで、子連協の下部組織であります、リーダーの会しらかばの会員であります。

それから、指導者とは、子連協、あるいは時には養護教員あるいは教員、それから、うちの方の青少年健全育成指導員、そういう分け方でやっております。ですから、認定資格等についてはありません。

○斉藤（陽）委員

具体的に、そういう経験者といいますか、実務経験のある方になっていただいているというふうに理解していいかと思うのですが、先ほど前段に伺いました報酬等については、こういう指導者の方は報酬の対象ではないのですね。

○（市民）青少年女性室 玉木主幹

それは、実費相当の部分で、旅費等に限って弁償するというので、報酬等については支払っておりません。

○斉藤（陽）委員

それでは次に、隣のページといたしますか、右ページの方で（７）のところなのですが、映画フィルム貸出し、それからビデオ貸出しという、（７）（８）があるのですが、これは、件数も、参加者というか、利用者もゼロ件ゼロ名になっているのですが、これはどのような原因でこういうふうになるのでしょうか。

○（市民）青少年女性室 玉木主幹

確かに、議員がご指摘のとおり、その部分については、ゼロ、ゼロとなっております。ただ、私どもでやっている事業、例えば新年子供会、それから補導員研修会、7月に社会を明るくする運動というのがあるのですが、そういうときにはいろんなところでミニ集会があるのですが、それらで必要があれば、そういう部分でできる限り活用しているということもございます。その部分については、そこには載せておりません。

たまたまと言ったらおかしいのですが、12年度については、うちの方のPR不足というのかわかりませんが、確かに、実態的には、外部から借りる、あるいは利用したいという方がいなかったということでございます。

○斉藤（陽）委員

どのような蔵書というのですか、ライブラリーというか、点数なんかはわかりますか。

○（市民）青少年女性室 玉木主幹

映画、ビデオフィルムにつきましては38本、ビデオにつきましては20本です。

内容につきましては、今問題になっている薬剤関係ですとか、シンナー、有機溶剤の関係、たばこの関係、あとは、子供たちに見せてもいいような物語的な部分のものがあります。

○斉藤（陽）委員

せっかくこういった用意してあるものが利用されないというのは、非常にもったいないと思いますので、広報といたしますか、そういうものがあるということが知られていないのじゃないかと思うのですが、広報・周知活動といたしますか、ぜひお願いしたいと思います。

次に、補導相談活動の面なのですが、小樽市青少年センター運営協議会が2回開かれたという記載が39ページの

真ん中にあるのですけれども、この運営協議会の役割と、委員、幹事の構成についてお示しをいただきたいと思います。

○（市民）青少年女性室 玉木主幹

青少年問題協議会の役割でございますけれども、地域地域でいろんな青少年の問題がある中で、各団体の多くの方々の意見並びにご協力をいただいた中で、それをどのように行政に反映していったら、青少年の健全な育成を図っていくのかということを、その中で問題提起や協議していただくということでございます。

そして、そのメンバーでございますけれども、運営協議会はどういう方なのかということですが、警察署あるいは防止会、小中学校、PTA、そういう人たちの中から推薦していただいた上で、うちの方で任命するということで行っております。

○斉藤（陽）委員

次に、少年の補導委員の研修会が４回あったということなのですが、この少年補導委員の資格等について、また、この部分については報酬はどのようになっているのか。

○（市民）青少年女性室 玉木主幹

青少年補導委員の資格でございますけれども、資格については、こういう方になっていただくということはないのですが、今、運営協議会の委員についてご説明しましたけれども、組織されている各機関の中から、さらに委員の方々を推薦してもらうということでやっております。

そして、それに対する報酬でございますけれども、交通費を参考にしまして、それを弁償する程度で考えて、やっております。

○斉藤（陽）委員

それで、補導の内容なのですけれども、下の表がありまして、これは実施状況なのですが、次の40ページの方で行為別に見た補導少年数というのが出ているのです。

喫煙の部分で、平成10年の資料と比較してみたのですが、喫煙の特に女子ですが、喫煙は、12年では総数で393、括弧内の女子の内数というのが144になっていきますけれども、平成10年には、総数が342で、うち女子は50だったのですが、これが12年では3倍近くといたしますが、非常に増えている。

また、学職別というのですか、下の表で、中学生のところを見まして、平成12年の総数が363、うち女子が54という数なのですが、平成10年の資料を見ましたら、中学生が647、うち女子が188だったのです。平成10年から3年たって、平成12年度のこの数字では、総数では半分ぐらいになって、女子の数は3分の1になった。

隣の高校生のところが、平成12年の表で、総数482、うち女子が209という数なのですが、平成10年を見ますと、総数は437ということで400台で同じぐらいなのですけれども、女子の数というのが77だったのです。平成10年から3年の間に、女子は、高校生で補導された数が3倍になっている。さっきの女子の喫煙の部分を含めまして、非常に顕著な変化があるのですけれども、この部分については青少年女性対策室の方ではどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○（市民）青少年女性室長

補導のことでありますけれども、まず、高校生の特に女子が増えているのは、高校生の女子の喫煙が非常に大きな点であると見ております。逆に、小中学生の女子が減っているのは、これは大半が不健全娯楽と言いまして、遊戯場ですとかカラオケボックス等に親を伴わないで出入りしている小中学生なのです。喫煙については、高校生ばかりでなくて、中学生の男子も今増えてきているのです。そんなような傾向がこの数字に表れているのかなと、このように判断しております。

○斉藤（陽）委員

非常に憂慮すべき状況というか、そのように考えますが、続いて家庭相談の方です。

相談受理件数について、家庭相談と、41ページの子供の悩み相談、子供から悩み事の相談が来たという両方なのですけれども、まず、（７）の家庭相談の方で見ますと、これは主訴別と相談者別というのがあって、これを掛け合わせて、訴えの内容と相談した人で分かれていますのですけれども、同じ中身なのですが、これを読み込むと、要は母親から相談が来ている。下の相談者別を見ると、保護者のところが79あるわけですのですけれども、そのうち、括弧女子ということは母親ですが、それが69あるということで、母親から主に、学校生活の人間関係、また非行についての相談が多く寄せられている。

右の方の子供からの悩み事という部分で見ますと、これも女子の家族関係についての相談が多い。総数で22、そのうち17ということは、かなりの部分が女の子から相談が来ているというふうに考えられると思うのです。

さっき、中学生の男子の喫煙も多いのだという話ですのですけれども、さっきの例を見ても、女子が今非常に辛いというのか、大変な状況になっているのかなという気がするのですが、この辺についてはいかがですか。

○（市民）青少年女性室長

確かに、委員がおっしゃるとおりでございます、家庭相談の親からの部分、これについては母親が圧倒的に多い。母親ばかりでなくて、この女性の中には、近所の方ですとか、おばあちゃんですとか、そういった方々からも相談を受けてございます。

それから、本人からの部分では、中学生の女子が結構多うございます。友達関係とか、そういったことで非常に悩んでおられる子供たちが多いのかなと、このように私どもは考えております。

○斉藤（陽）委員

以上、さっきの喫煙とか補導件数の部分、それから相談の部分、これを押さえて、いわゆる従来の少年補導の体制と申しますか、あるいは相談業務の体制について、最近のこういった傾向を踏まえて何か改善すべき点はないのか。対応して、新しく、例えば女子の相談員の人を増やすとか、補導部分についても、そういう補導員の方も女性を増やすとかという対応がとられるべきではないかと思うのですが、この点はいかがですか。

○（市民）青少年女性室長

まず、補導の関係でございますけれども、先ほどおっしゃってございました少年補導員、この中にもかなりの女性の少年補導員がおりまして、私どもの専任補導員と、それぞれ地域割りによって、当番と申しますか、決まっております、毎日のように2名くらいずつ来ておりまして、その方と専任補導員が、町の遊戯場ですとかカラオケボックス等を、毎日のように、1日3回程度、巡回をしております。その中にも女性の方が多いということでございます。

それから一方、家庭児童相談ですけれども、実は、家庭児童相談員が3名おりますが、1名が女性でございます。今年から、女性相談室を立ち上げまして、女性相談員というのが別におりまして、その女性相談員はどちらかというと大人の女性の方の相談に応じているわけですのですけれども、中には子供の中学生の相談もございまして、ここでも相談がございまして、それも、家庭児童相談員の女性の相談員を補完する形で女性相談員にも手伝ってもらっております。これで十分かといえば、ちょっとあるわけですので、こころ辺も、今後、委員の意見も踏まえて検討していきたいと思っております。

○斉藤（陽）委員

こういった傾向性と申しますか、最近のこういう流れがあるわけですから、ぜひ対応した措置をとっていただきたいと思います。終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○武井委員

青少年女性活動費について

今の斉藤（陽）委員と重複する部分がありましたので、それらのことは割愛させていただきますが、まず、映画のフィルムの問題とビデオの貸出しの問題が出ましたけれども、この費用はどのぐらいかかっているのですか。

○（市民）青少年女性室 玉木主幹

費用でございますけれども、最近、新しいものについては購入しておりません。今後につきましては、こういうものにつきましては、古くなりますと、環境等々と合わない部分が出てきますので、予算要求の中で今後要求してまいりたいと思っております。

○武井委員

そういう答弁をするとちょっとおかしくなるのです。そんな時代遅れのようなものを出すから、こんな利用状況になってしまうのじゃないかと思うのです。相当の金額がかかっているのか、予算書を見ても載っていないのです。こっちを見ても載っていないのです。どのくらいかかっているか、わからないので、いっそのこと、そんなものならやめてしまえと私は思っているのです。

利用者もいない、貸出し者もいない、それにお金をかけているようじゃ、ほかにもまだ方法があるのじゃないかというふうに私は思います。そう思ったのですが、今、金額はわからないというから、しょうがないのですけれども、そんなような状況でも今後続けるつもりなのですか。それとも、続ける場合は、今、主幹がおっしゃったように、中身をがらっと変えてやろうと思っているのですか、その点を伺います。

○（市民）青少年女性室長

実は、映画フィルム、それからビデオもそうですけれども、今、主幹からお答えしましたように、新しいものを市として購入している部分はないのです、最近。それは、いろいろと財政的な問題もある。１本５万から10万くらいするのでしょうか。ただ、国の方からビデオ等については最近新しいものが来ておりまして、毎年１本や２本くらいは新しいものが私どもの手元にあるのです。

さっき言ったように、フィルムですと38本、ビデオであれば20本あるのですけれども、そのうち二、三本は新しいのがありまして、先ほど言いましたように、新年子供会で使うとか、フィルムの中には子供用の物語風のものがありますから、これはそう古くなくても影響がないものですから、そういうものは市の子供会で使っていますし、それから、特にシンナー関係、覚せい剤関係のやつは、新しいものということで、国から来ているものが若干ございますので、それは、少年補導員の研修会なり、社会を明るくする運動の7月の月間のときに、地域懇談会なりミニ集会に持って行って、それはかなりの方に見てもらっております。ですから、これから、私どもも新しいものが欲しいわけございまして、予算要求の中で要求していきなと、こういうことございまして、続けてはいきたいなと思っております。

○武井委員

時代は刻々と変わっていきますし、子供さんや市民もいろいろと変わっていきますので、今のことで一応は理解しますが、やはり、せっかくあるものはよく利用させなかつたら意味がありませんので、ぜひともそういう方向でやってください。

それから、補導少年の数の面なのですから、これも一部重複しますので、重複しない部分だけお願いしたいのですが、怠学、これはどういう尺度というか、どういうことをこの数字に上げたものですか。

○（市民）青少年女性室 玉木主幹

怠学といいますのは、本来、学校に行かなきゃならない時間帯、学校をサボるといいますか、学校に行かないで、町中のどこかで、ゲームセンターにいたりデパートにいたりしている場合を言います。

○武井委員

そうしますと、それは不健全娯楽とも重複している数と言えるのですか。

○（市民）青少年女性室 玉木主幹

不健全娯楽とは重複しておりません。不健全娯楽といいますのは、カラオケボックス、それからゲームセンター、そういうところに児童のみで出入りしている状態を不健全娯楽ということで整理しております。

○武井委員

ですから、そちらの方に行っているような子供さんは怠学という数字にならないのですかと聞いているのです。そっちに行っていれば、学校に行っていないわけだから、そういうようなのは、数字は重複しているのですかと聞いているのです。

○（市民）青少年女性室長

怠学というのは、要するに、町を友達同士でぶらぶらしているとかというような数字で、不健全娯楽は、親を伴わないで施設の中に入っている子供たち、そういった区分けをしております。

○武井委員

そうしますと、あなた方は、「あなた、どうして学校に行かないの」とただすとか、「どこの学校の生徒ですか」ということ、そういうものまでお尋ねするのですか。

○（市民）青少年女性室長

先ほど、怠学については、町中をぶらぶらと言いましたけれども、当然、公園にたむろしているとか、そういった子供たちを含んで怠学でございます。当然、学校名を聞いて、必要があれば学校に連絡をとるというようなことをやっております。

○武井委員

どうですか、今の感想の中で、「はい、わかりました。悪うございました」と、補導員の教えを伺って、そのまま学校に帰っていくとか、あるいは家に帰るとか、そういう素振りは経験しましたか。

○（市民）青少年女性室長

専任補導員のお話を聞きますと、今、中学生も、男の子であると大変体格も大きいし、携帯電話を持っているので、３人くらいいると、そばに寄っていくのは怖いという話は実際に言っています。すぐ仲間に連絡をとって、話していると、ぱっと集まってくるのです。ただ、先ほど言いましたように、学校名とかを聞いて、一応はきちんと指導はするのだけれども、そのまま学校へ戻っているかどうかということまではフォローしていないのが実態です。大変怖いという話です。

○武井委員

私はそれがわからない。さっき、ボランティアで報酬も払っていないと言っておりましたけれども、ボランティアでやっただいてくださっている方々に、万が一、リンチを加えたりなんかしたら、非常にこれは困るなと思ってお伺いしたのですが、そういう人たちには、細心の注意を払って補導するようにと。そうすると中途半端になってしまうという問題もありますけれども、非常に難しいと思いますが、そのあたりは、今非常にキレている部分が多いと新聞紙上にも載っていますので、ぜひともそれはお願いしておきます。

それから、非行の問題なのですが、非行というの、どういうのを指して非行というふうに数字に表したのですか。

○（市民）青少年女性室 玉木主幹

愚犯行為とか不良行為、それから犯罪行為という考え方です。愚犯行為といいますのは、そのまま放置しておきますと犯罪に結びつくおそれのある行為ということでございます。

○武井委員

今のお答えの中にありましたが、犯罪に結びつくおそれがあるとかと言いますけれども、これは警察の方に上がったものも数の中に入れるのですか。それとも、これはあくまでも補導者から上がってきた件数ですか、いかがで

すか。

○（市民）青少年女性室 玉木主幹

上がったものもあります。警察の方に上がったものも含めております。

○武井委員

そうすると、これは警察の方ともいろいろと協議したというか、数字なども打合せしたり連絡したりして、その数字を上げた、こういうふうに理解していいのですね。

○（市民）青少年女性室 玉木主幹

うちの方のデータについては、一つの資料として警察の方ともやりとりをしております。うちはうちでこの資料をつくって、いろいろとやっております。また、警察の方は、うちの方で何か別な角度で資料が必要だということであれば、向こうの方と連絡をとりながらやっているということです。

○武井委員

この非行の中には万引なんかも入っていますか。

○（市民）青少年女性室 玉木主幹

入っております。そこにも非行20件とあるわけなのですが、その中に、議員が今おっしゃられました万引も入っているのかということだと思いますけれども、入っております。件数については、4件入っております。

○武井委員

これも、後ほど折り入って次長か部長にもご相談を改めてしようと思っているのですが、市内で、万引が生徒によって、コンビニなんかから意見が出て、バス停を動かしてくれということでもってわざわざバス停を動かした例があるのです。物すごくお年寄りが困難を来している。動かしたのですから、遠くなりますからね。そして、理由を聞いたら、万引が多いのだ、甚だ迷惑だと。普通、お店というのは、自分の前にバス停があれば喜ぶのだそうなんですけれども、そういう被害が大きいので動かしてくれということで、ずらしたということを知っているのです。

これもまた、何度も、もとに戻してとか、いろいろな要望が今来ておりますけれども、どうしたらいいものかなと思っているのですが、いずれにしても、そういう万引が非常に多くて、お店が困っているというようなことがあったものですから、今聞いてみたのですけれども、この中にそういうものも入っているということですが、私は、全部が全部上がっていないと思うのです。そうでしょう。お店が目にも余って困るから動かしてくれというぐらいですから、それが2件や4件でもって、万引が入っているなんていうのは、全然数字が合わない。しかも、警察の方とも連絡した上での数字だとなると、非常に氷山の一角じゃないかなという気がするのです。この点は、私はそう思っているのですけれども、室長はどう思いますか。

○（市民）青少年女性室長

万引については、実は、マイカル小樽ができて、マイカル小樽での万引が非常に多いという話を警察署の方から聞いています。今具体的な件数で4件と言いましたのは、ここは家庭児童相談の方なものですから、親から相談のあった万引の件数とご理解いただきたいと思います。実際の件数はもっと多くなります。正確な数字は今ちょっと持ってきておりませんが、小樽警察署との連携をとっておりまして、最近、万引事犯がマイカル小樽を中心に増えていることは聞いております。

○武井委員

それから、相談者別に見た相談数で、知人という方とか、もちろん保護者が多いのは当たり前なのですが、児童相談所がゼロというのは私は非常に寂しい気がするのです。ですから、今後は何か活用方というものを考える必要があるのじゃないか。このゼロになった理由はどうとらえていますか。

○（市民）青少年女性室 玉木主幹

ここの分け方なのだと思いますけれども、児童相談所の相談というのは、逆に、今、うちの中央児童相談所なのですけれ

ども、そちらの方に相談を投げかけるというような部分でありまして、その部分については、確かに、向こうの方から相談がないというのは残念かなという気もしております。

○武井委員

これは何かいい方法はないのか。せっかくある児童相談所がゼロ件で、知人というのはどの程度の知人だか、わかりませんけれども、むしろ、知人だとか、そちらの方に行って、児童相談所の方には足も向けないというのは私はちょっとおかしいと思うのですけれども、何か対策を考えていますか。

○（市民）青少年女性室長

これは12年の暮れの件数ですけれども、最近、例の児童虐待防止法ができてから、今年になってから、児童相談所のお互いの連絡が大変密になっておりまして、13年は件数が相当出ております。12年度はたまたまゼロだったと考えていますけれども、今年は、主に児童虐待の関係で、中央児童相談所でもう既に七、八件は相談をやっているはずですから、今年は多くなっております。

○武井委員

法律相談について

次に、これはもしお答えするのが嫌だったら、お答えしなくていいから、要望だと受け取ってもらってもいいし、答弁ができれば、お答えしてください。

法律相談所の問題なのです。

711件ありますが、1日に換算しますと6.8件、大体7件あるわけですが、どうも職員の対応が余りよくない。断った理由の中に、確かにルールは必要なのですが、1週間前に申し込むというか、何かそういうふうになっているそうですが、1週間前でないとだめだと言って断られる、こういう苦情が届いています。

1日8件ぐらいできるわけですから、平均すれば6.8件ですから、そうすると、あいているときもあるわけですから、1週間にこだわる必要はないのじゃないかという気がするわけです。あいていれば、前の日でもいいわけだし、1週間前に申し込まなきゃならない、1週間だから、おまえはその後の相談にせいということは私は必要がないのじゃないかという気がするのです。あいていれば、前の日でもいつでもいいのじゃないか。

あるいはまた、偏れば満杯のときもあるでしょうから、そのときはご丁重に、今日は申込みが多いので、いついつがあいていますから、いついつに申し込んでください、そう言ってお断りすれば市民は納得するのじゃないかと思うのですが、ただ、1週間前でないからだめだというのはちょっとおかしいのじゃないかなと思いますが、ぜひとも、それらは、電話対応も含めて、市民に対する総合サービスでの問題ですから、何がサービスだと言いたくなる問題ですので、サービスをする以上は、本当の実になったサービスをしてほしい、こうと思いますが、答弁するのであれば、してもいいし、しないのなら、要望だと聞いておいてもらってもいい。どうですか。

○（市民）総合サービスセンター所長

ただいまのお話でございますけれども、確かに、私どもは法律相談をやってございまして、弁護士さんに1日8名様ということでご相談をいただいております。

1週間前の受付ということでございますけれども、相談される方の人数、それから内容等を事前に把握しておきたいということもございまして、そういうお答えをしております。

それから、ご指摘のございました、お断りをする場合の理由ということも含めまして、対応についてでございますけれども、電話でのお申込みがほとんどでございまして、それについては、私どもは、顔が見えないだけに、こちらの方のご説明が足りない部分、あるいは相談される方の内容を十分に把握しきれない部分等もあるかと思っておりますので、その辺の対応については十分に配慮していきたいというふうには思っておりますが、ただいまのようなご指摘があったということは、私どもの努力がまだ足りなかったということでは思っております。

何せ、相談される方につきましては、いろいろ困られての相談、専門的な弁護士さんとの相談ということでござ

いますので、これからも、その辺につきましては、私どもは可能な限り努力はしてまいらなければならないというふうに思っております。

○武井委員

確かに、市民の中にも、ともすればわがままな言い方をする人もいるかもしれませんが、だけれども、急いでいるからこそ、あるいは、弁護士さんのところまで一般の人が行くということは、問題が相当差し迫っている問題だろうと察するに余りあるわけですから、ぜひともそういう方向でご努力をお願いしたいと思います。

時間はまだありますか。

○委員長

ちょうど今、残り３分です。

○武井委員

国民健康保険について

それじゃ、国民健康保険について伺います。

医療給付分の現年度分、この調定額が41億何がしありますが、これに対して、同じく医療給付分の滞納繰越し分、これが8億何ぼあります。調定額に比較して、収納率が80%、滞納繰越し分が20%になっています。これは、件数を見ると7,789名で、したがって、平均しますと1人10万5,000円ぐらいに相当するのですが、これの対策について、国保の場合は余りあれするとペナルティーがかかるわけです。

それと、私たちが先日、秘密会議も開かせてもらいましたけれども、中を見ると、お金を払えないのかなと思うような人が払っていないという部分も見受けられました。したがって、ぜひとも、これらの対策、払った者がばかを見るようなことがないように、滞納しているものの解消に努力してほしいと思いますが、いかがですか、

○（市民）保険年金課長

ただいまの国民健康保険の医療分に係る滞納額でございますけれども、これにつきましては、単純に現年度分が約41億ということでございまして、収納率といいますか、逆に未納率を掛けますと、翌年に繰り越されるというのが約3億円ございます。そのほか、5億円につきましては、過年度から、実は昭和51年から残っているのですが、差押えによって2年の時効が中断して残っているものがございます。そういうことで8億円ほどの滞納繰越し分が出てございます。

その解消につきましては、これまでも、いろいろな工夫をする中で折衝を図ってきているのですが、国民健康保険につきましては、一つに、税以上にといいますか、現年度分の収納率を上げなければ、国から来る補助金にペナルティーがかかるということもありまして、現年度分に努力を傾注しております。そのことが逆に、翌年に繰り越される分が少なくなるというふうに考えております。

ただ、その対策につきましても、いろいろ、口座振替の加入なんかも促進しておりますし、滞納につきましてはいろいろと手を打っておりますけれども、長い年月の中で頭打ちと。むしろ、近年、平成11年にはちょっと上がりましたが、平成12年度もまた収納率が下がっていることもございますので、今後につきましては、さらに努力をしていかなければならないというふうに考えております。

特に、これまでもご説明してまいりましたけれども、平成12年に国民健康保険法が改正になりまして、滞納者対策が強化されました。保険証の本証にかわりまして、資格証明書の交付の義務化が図られましたので、小樽市では、この10月から、実際には9月の更新時から資格証明書の交付の義務化に沿った取扱いをしてございますので、今、その状況を見て、またさらに滞納者対策を進めていきたいというふうに考えております。

○武井委員

保険課のご努力は、我々も毎日の数字を見ると、努力していることは十分わかります。さらに努力を重ねていただきたい、これはご要望しておきたいと思います。

ふれあいバス事業について

次は、ふれあいバス事業について、福祉部になると思いますが、交付対象者は２万 4,712名いるわけですが、このうちの83%に当たる２万 433名の方が今交付を受けています。これは83%の方が受けているのですから、非常に皆さんが喜んでいてことなのだろうと私は思います。

そこで、私も代表質問でも市長にお尋ねしたこともあります関係上から、二、三質問させていただきますが、利用状況、これは１人平均どのくらいだとつかんでおりますか。もしつかんでいたら、教えてください。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

ふれあいバスの利用回数についてなのですが、これまでも約 280回という数字を出させていただいておりますが、これは昨年７月に、ふれあいバスの交付対象者 1,515人を対象にいたしまして、バスのおおむねの利用状況についてアンケート調査した結果によるものですが、具体的には、バスの交付を受けた70歳以上の方のうち、利用した方、利用しなかった方を含めまして、１週間の利用回数の平均が、夏5.74回、冬 4.9回となったものをもとにいたしまして、年間の利用回数を求めたものでございますが、これが 277回となっているところから、約 280回と述べさせていただいております。

また、中央バスにおきまして、ある一定の調査日を設定いたしまして実施した全路線・全便調査、乗務員の方がバスを利用して降りられた方をカウントした調査によるものですが、これによる年間推計でも、ほぼ小樽市の調査と同じような結果を得てございます。以上です。

○武井委員

今、280回平均ということで、私も市長からこの答弁をいただいておりますから、計算をしてみました。そうしますと、現在の受給者、交付を受けている者、この人の数字で計算しても、１回の利用を 200円とすれば、11億 4,000万ぐらいになります。ですから、これを２億ちょっとで利用させてもらっているわけですから、非常に皆さんは喜んでいてことだと思っているのです。

ところが、市長の答弁でも、中央バスは今度は値上げ要請はしてこないだろう、こなければ14年度も大丈夫だという、質問に対する答弁をいただいておりますが、私はこれは大事にしなければならぬと思う。したがって、大事にするにはどうすればいいのかということで、ちょっとお伺いするのですが、もし紛失をした場合はいかに取り扱いますか。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

ふれあいバスの紛失の対応についてですが、原則は再交付しないとしております。しかしながら、それぞれ皆さん、めいめいのやむを得ない事情というか、お年寄りには特に紛失されるという事故がございまして、実際には再交付しております。平成12年度は、主に紛失したとされる理由で 207件の申請がございましたけれども、１週間ほど期間を待っていただくわけなのですが、そのうちに４分の１ほどは見つかるということで、最終的には、昨年度は 160件再交付してございます。以上です。

○武井委員

こんなことを私が言うのもおかしいのですが、私は国鉄出身です。職務パスというのも当たっていました。僕らがこれをなくしますと、まず始末書をとられる。そして昇給がストップ、さらにバスの支給は見送り、こういう、職務パスでさえ厳しい処置をとられました。昇給は大体半年ぶん投げられればいいたろう、こう思っていたけれども、それほど乗車証というのは市民の方も皆さん大事に扱ってほしい、そういうことで、原則は再交付はしないということだけでも、している、こういうことでございますが、何とかこれを大事にいただくために、あるいは利用者のマナーなんかも含めて、他の市では、全額無料でなくても、一部負担の市も含めて、写真を添付しているということを聞いています。それらの内容はつかんでいらっしゃいますか。他の市の状況。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

昨年の５月の調査でございましたけれども、道内で、敬老の意味を込めての乗車証、回数券、それから乗車券、これを出しているところが22市ございまして、うち10市が小樽市と同じようなパスを交付してございます。

しかし、全市について聞き取ったわけではございませんけれども、札幌、それから北見、根室、滝川等につきましては、まだパス自体に写真はつけていないということでございます。

○武井委員

旭川なんかに聞きましたら、つけたということでございますが、自覚を持つ意味で写真なんかをつける方法について、他の市、22市では出しているということも今お伺いしたわけですが、何とかそういうふうにしてほしいなど。そういう運動を、内部の協議会や、検討する会もあるだろうと思いますので、あらゆるそういう会を通じて、どうしたならばパスを大事にしてくれるかと。大事にするということは、喜んでもらうということですから、そういう意味も含めまして、写真の添付について検討してほしいと思いますが、部長、どうですか。

○福祉部長

写真の添付ということでございますけれども、写真もちょっと問題がありまして、写真は何年間も使うということもございまして、写真の方はいつまでも若いのですが、ご本人はそれなりに年をとっていかれるということもございまして、また、費用の面とか手間とか、いろいろございますので、それも一つの方法かとは思いますが、今後また研究させていただきたいというふうに思っております。

○武井委員

費用といっても、今、我々が免許証をとるのだって、３分間写真で安いのがあるわけです。しかも、一部市民の中には、アンケートの中にも示されておりますように、一部負担してもいいから、この制度を存続してほしいという意見もあるわけですし、我々のところにもそう言ってきている市民もいます。

ですから、何とか、僕らは、今のままのものを継続してほしい、そうしてほしいなと思っているばかりに、これを大事にしたいと思う余りに、今のお願いをしているわけなのです。したがって、写真は、確かに年をとっても若いのはありますが、交付のときに写真を張りかえるぐらいのことはしたっていいのじゃないかなと私は思いますので、検討はさせてほしいということですから、検討してほしい、こういうように思います。

パークゴルフ教室について

最後の問題なのですが、パークゴルフ教室が２回、48名の出席でやっておりますが、この教室の場所というのはどこを選んでやっているのですか。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

天狗山の自然の村のコースで実施してございます。

○武井委員

それで、教室ですから、恐らくマナーも指導しているのだろう、実地ばかりでなく。ところが、一昨日、私は現地を見てきたのですけれども、物すごい剣幕で争っているのがいるのです。それは、割り込んで入っていったということです。それはマナーではできないことになっていきますでしょう。相手の中に入るのはできないことになっているわけです。相手が手を挙げてオーライと言ったらいいのですけれども、たまたまその人たちは、チームもって２チームに分かれていた。こちらの人はまだやっているのに、もう入ってきてやっている。後ろの人は、今度、あらと思って、同じチームの人がやっていたいながら、やった、やらない、管理人の人が入ってもいいと言ったのかなんとか、物すごい剣幕で争っていました。女の人２人と男の人１人の争いでしたけれども、男の方が負けて帰ってしまいました。

そういう実態を見てきたのです。ですから、そういう教室を開いたときに、ただ実地だけでなく、どういうことがパークゴルフの精神だよというような、そういうマナーも教えてやってほしいなど。せっかく楽しいパークゴルフが、そういうルール違反でめちゃくちゃになってしまうということになりますので、ぜひとも、あれもスポー

ツの一つですから、そういうような教室での指導を特にお願いしたいと思いますが、それはやっていますか。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

平成13年度も、つい先日の９月に実施した状況でございますけれども、このたびは、小樽パークゴルフ協会の皆さんにこちらの指導の面をお願いしたところですが、今おっしゃられたとおり、基本的には、コースを楽しめる前にマナーを習得すべきという協会の方からの申出がありまして、プレー前に、簡単でしたけれども、マナーについて指導をしていただいたところです。

その際、Ａコース、Ｂコースの二手に分かれて実施したのですけれども、アンケート調査も、口頭でしたが、実施したということで、先日、その結果も聞いてございましたが、８割近い方が、楽しむことは楽しむこととして、やはりマナーを一番知りたいということの要望があったという報告を受けてございますので、来年度の取組につきましては、またそこらあたりも十分踏まえた中で実施してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○武井委員

時間もそろそろ来たと思いますので、これは質問でなく、要望、お願いをしておきますが、マナーを教える教室でありながら、マナーが教えられない施設になっているのです。例えば、マットの上に白い線があります。白い線をオーバーしてやってはだめだとか、そういうルールがあるわけです。ところが、その線は消えているわ、マットから足を出したらだめだとなっているのに、マットは千切れているわ、こういうようなことで、教室でも困るのじゃないかと思うのです、ああいう設備では。

ですから、そういうような整備の仕方も、まず教える側の方から襟を正して整備をして、それから教えてほしい、こういうことをご意見として申し上げて、終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後２時43分

再開 午後３時05分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

○新谷委員

特定目的住宅について

住宅の特定目的住宅にかかわって質問します。

平成12年度の事務執行状況66ページには、特定目的住宅の申込状況が書いてあります。これによると、申込件数に対して、入居できたのはほんのわずかですね。このうち、障害者用住宅の待機者と入居決定率はどれぐらいでしたか。

○（福祉）社会福祉課長

お尋ねの内容は、身体障害者の方の特目住宅の申込状況と決定についてというご質問ですが、事務報告の66ページに全体の件数は載っておりますが、身体障害者として申し込まれた方は12年度で9名いらっしゃいます。結果的には、そのうちの1名が入居決定しております。

特目住宅につきましては、ご存じのとおりですが、高齢者あるいは母子世帯、低所得者、障害者、この4つの区分といいますが、特目の対象となるわけでございますけれども、身体障害者ということで申し込まれた方の数字を申し上げますと、9名のうち1名が入っておられるということです。

ただ、私どもは、受付のときに、高齢者の方のうち、例えば障害者の方とか、そういうところまで受け付けていないものですから、高齢者の中の一部の方には身体障害者の方もいらっしゃるというふうには考えております。

○新谷委員

１名だけが決定したということでしたか。９人のうち１人が入れたということでしたか。

その９人の中に車いすを必要としている人は何人いますか。

○（福祉）社会福祉課長

今、身体障害者の方９名のうち１名入居したというふうにお答えいたしましたけれども、そのうち、車いすの方というのはおりません。ただし、先ほども申し上げましたとおり、申込時点で、先ほども言いました４つの区分といたしますか、がございまして、高齢者として申し込まれた方のうち、入居決定した方の中には３名、車いすの方がいらっしゃるということは押さえております。

○新谷委員

現在、車いす用の住宅は何戸あるのですか。

○（建都）住宅課長

現在、６戸ございます。

○新谷委員

高齢者のうち、３名が車いすということでしたけれども、高齢になって病気などで身障者になって住替えをしたというケースはありますか。５階から１階に降りたとかは。

○（建都）住宅課長

住替えの件でございますけれども、住替えについては、いろいろな条件がございまして、そのうち、例えば不良住宅、災害、あるいは身体、入居者数に変動があった、こういった場合には、住替えの条件として、また別の大きいところ、あるいは身体障害であれば低層階の部分へということでの住替えは可能となっております。

それで、実際、そういった中で住替えの実績があるかといいますと、基本的には、そういった部分での配慮をした中で実績は何件かございます。

○新谷委員

何件かという、正確なところはわからないのですね、今は。

○（建都）住宅課長

私の記憶では、３件か４件ほどあったというふうに記憶してございます。

○新谷委員

実際に申し込まれた方、また、住替えした方もそんなに多くないということですが、潜在的にはもっと必要としている人がいると思うのです。先日、うちの議員の方に来たのは、大工さんで屋根から転落して脊髄を損傷した、障害２級になって下半身が全く自分で動かすことができない、リハビリに行かなきゃならないのですけれども、３階から、３人から４人がかりで車いすごと上げ降ろしをしているという事例もあります。

それから、毎年のように、ともしび会から要望書が出ていると思うのですけれども、ここでも、ぜひ障害者住宅の建設を促進してほしいという要望が出されているのです。そういう点で、もっと、ともしび会や福祉関係の方々から状況を把握すべきだと思うのですけれども、この辺の状況把握というのはしているのですか。

○（福祉）社会福祉課長

今、委員からお話がありました、屋根から転落してしまった方の件も聞いております。また、後段にありました団体からのご要望ということで、いわゆる身体障害者の住宅の充実という部分で、毎年のようにといたしますか、今年もいただいておりますけれども、手当てしてほしいといいますか、配慮していただきたいという内容でお聞きしております。

これについては、福祉部としても、当然、充実させたいということはございますけれども、一般住宅との兼ね合いといたしますか、もございますので、住宅課、建築都市部などと協議していかなければならないものというふうに福祉部としては考えております。

○新谷委員

特目住宅のことについて、第２回定例会で西脇議員が質問したことに、市長は、早急に解決しなければならないというふうに答えていましたけれども、早急に解決すべき問題だと思うのです。今度、勝納住宅の第１期は車いす用は３戸のみですね。第２期については予定がないということなのですから、ぜひ入れるべきだと思うのですが、いかがですか。

○（建都）住宅課長

勝納住宅の車いす専用住宅ということの件でございますけれども、一応、あの住宅につきましては、１期、２期ということで、４カ年の計画の中で、１期目が５３戸、２期目が３５戸、計８９戸計画してございます。そういった中で勝納住宅の位置づけは、基本的には、現在予定してございますオタモイの建替えの住替えの場所、こういうふうな位置づけでやります。ただ、実際、これからオタモイの入居説明会等の中では、一般住戸の確保、あるいは身障者用、当然、オタモイも高齢者の方々がおりますので、そういった中での配慮もございますので、そういった待機者なり、身体状況の福祉の部分を含めた中で、一応、計画としては全体として３戸ということで決定したところでございまして、実際、今、実施計画等の中で決められた枠の中でございますので、何とかそういった中で対応していきたいと思います。

なお、ほかの一般住戸につきましても、バリアフリーあるいは浴槽等々の中で配慮してございます。ただ、残念ながら、車いす対応の玄関口というのですか、大きな部分はございませんけれども、何とかその中では対応していきたいというふうには考えてございますので、ご理解願いたいと思います。

○新谷委員

第２期はどのようなのですか。

○（建都）住宅課長

現在のところ、車いす専用住宅については考えてございません。

○新谷委員

非常に冷たい政策でないかなというふうに思うのですけれども、公営住宅法では、国民生活の安定と社会福祉の向上に寄与することを目的とするというふうに最後の方にありますけれども、母子とか高齢者、障害者が優先的に入居されることが望ましいのじゃないですか。ですから、車いすの住宅の要望がないというのなら別です。潜在的にもいるのですから、それは入れて考えていくべきだと思うのですけれども、再度お願いいたします。どうでしょうか。

○（建都）住宅課長

確かに、そういったニーズはございます。ただ、車いすのみならず、高齢者あるいは母子、そういったものも含めた中での特目として、それなりの住宅の戸数は確保していきたいというふうには考えてございます。ただ、残念ながら、車いす専用の住宅、車いすを使う方々の部分につきましては、今の段階では３戸ということで、そのほかに、特定目的としての部分としては、今言った母子とか高齢者、この中では、そういった枠については配慮していきたいというふうに考えております。

○新谷委員

ちょっとしつこく言いますけれども、入居決定率は非常に低いわけでしょう。ですから、そういうことはよく事情を把握して進めるべきだと思うのですけれども、その状況把握も余りしていないようですので、まずそこから出発して、そして考えていくべきじゃないですか。

○（福祉）社会福祉課長

私からは、ご質問の一部のお答えしかできませんけれども、身体障害者の方々の中で、先ほどから何回かあります車いすの方の入居希望というのは、現時点では登録者は２名ということで押さえております。そのほかの障害者の方の内訳ということではございませんけれども、車いすの調査をしましたところ、２名ということで押さえております。

○新谷委員

持ち時間がなくなっちゃって、いっぱい聞きたいことはあったのですけれども、住替えの問題だけお伺いします。住替えですけれども、建替えの場合に、住替えよりも建替えのために入居する方が優先されているようですが、病気のために住替えを希望している人は今何人いるのですか。

○（建都）住宅課長

私の記憶では、以前、何人かおりましたけれども、それについては、大体、住替えという形ではさせてございまして、現在のところ、先ほどの大工さんでけがをされたという方を１件、私の方で記憶してございますので、それ以外は、私の方では特に耳に入ってございませんけれども、数としてはそんなに多くはないというふうには思っております。

○新谷委員

特目の住替えということではなくて、一般住宅も含めた住替えということなのです。その点はどうですか。

○（建都）住宅課長

一般での住替えということになりますと、体が不自由になってきた方を低層階に移すとか、あるいは、そのほかに、高齢に伴いまして、例えばオタモイなんかの場合ですと、高台の方から道路際の方にと、こういった住替えもございまして。そういうものを含めると、数的にはそんなに多くないというふうには理解しておりますが、件数はちょっと把握してございません。

○新谷委員

私が前に聞いたのでは、心臓病を患って、何年も住替えの要望を出していたのに、ついに入れないで、その住宅を出てしまった方もいるのですけれども、そのほかにも、５階にいるのだけれども、心臓が悪くて、医者からは５階はだめだというふうに言われている人もいるというのです。その場合に、住替えの希望を出しても、建替えが優先だということで、空いているのに長く放置されていたところもあるのです。

ですから、病気にもよるかもしれませんが、医者の判断で、そういう場合には、もっと速やかに住替えをしていくべきだと思うのですが、いかがですか。

○（建都）住宅課長

心臓にペースメーカーを埋め込んでいる方とか、そういう方も実際に今おります。そういった中では、人命にかかわるというふうには主治医等が判断した場合には、そういったことで、特定入居、優先入居というのですか、そんなことは配慮していかなければならないのではないかと考えてございます。

ただ、特に新光町の例だと思えますけれども、新光町につきましては、政策空き家的に空けてある経過がございまして、これにつきましては、用途廃止あるいは建替えをするための既存住宅の移転先の確保、こういった部分もございまして、今後、そういった部分につきましても、賃貸の状況に応じた中で判断していかなければならないのかなというふうには考えてございます。

○新谷委員

質問通告はいっぱいありましたけれども、持ち時間がなくなりましたので、明日に回したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○古沢委員

住宅問題について

引き続き、まず、住宅問題から入りますので、よろしくお願いします。

住宅課長にはお願いしていなかった項目で、緊急に１点ですが、オタモイの団地から、事業主体の変更ということで、市に管理がえをして道営住宅が撤退する。中心市街地でしかるべき土地を見つけて道営住宅を立ち上げる。その土地の問題がネックになってとんざしたという経緯が道営住宅の問題では一つあります。その後の進展状況、さらに一歩二歩進めれば、道営住宅を建設する、立ち上げるということで候補予定地として考えられている土地があれば、その土地、そして考えている構造、規模がある程度示されるのであれば、それらについて報告をいただきたい。１点目です。

○（建都）住宅課長

何点かご質問がございました。

オタモイの道営住宅の事業主体、これにつきましては、再生マスタープランにおきまして、あそこは道営と市営の混在というのがございまして、再生マスタープラン上、混在の解消、それと土地の有効活用を図るということでの集約化といえますか、そういった中では、道営を市営に事業主体を変更する、そういったことがございました。

それとは別という形で、たまたま中央通に、土地区画整理の中で、ある程度の公共用地というのですか、そういったものを確保できるということもございました。そういった中で、先ほど委員が申されたように、その計画が中止になった。

ただ、私どもも、道に対しましては、その周辺を含めた適地につきまして何とかご協力いただきたいと。それはとりもなおさず、中心市街地の空洞化といえますか、その解消に当たっていききたい、こういった部分でお願いしていた経過がございます。

ただ、その後、そういった部分での適地について候補地が何点かございましたけれども、基本的には、民間との部分、いろいろとございまして、向こうの方が先行していった、こういう経過の中では、候補地については何点か挙がりましてけれども、現在ではその候補地がないということで、再度、そういった適地があれば道の方に働きかけていききたい、こういうふうな形で現在進んでいるところでございます。

○古沢委員

そうすると、一步も今のところは前に出ていないというご答弁ですね。確認します。

○建築都市部次長

オタモイの住宅、それから中心部に道営住宅ということの件につきましては、今、住宅課長が申し上げたとおりであります。そういう意味では、当初お話ししましたように、中央通ということでまず候補地を決定した。ただ、地権者との関係でそれが取得ができないというような状況の中で、中央通の周辺ということも含めて、さらにエリアを広げていく、そういう中で、私どもの方も何点か候補地を挙げまして、それぞれの地権者等の方とも協議を進めた経緯もございます。

ただ、それらにつきましては、いろいろな事情の中で、民間マンションですとか、そちらの方への売買ということでお話を進めていく。その部分につきましては、お話ししたように、道営住宅としての可能性がなくなった。

私どもとしましては、中心部という利便性の高いところに市営住宅ということの考え方というものも一定の役割があるのじゃないかという部分と、あと、中心部の空洞化ということもございます。ただ、中心部、利便性のいいところにつきましては、市営住宅ということになりますと、取得費ですとか、いろいろな事情の中でなかなか難しい部分があるということで、ぜひ道営住宅にお願いしたいという考え方につきましては変わらず持っておりますし、道に対しましても、その点についてはお願いしているところでございます。

ただ、小樽の場合、こういう中心部なり利便性のいいところにある一定のまとまった土地がないという小樽市の

地域事情もございます。そういう中で、なかなか見つからないという状況はございますけれども、私どもは、現在、改めて、中心部といいますか、ちょっと広いエリアといいますか、中央通とか都心部に限らず、もう少しエリアを広げた形で、住宅地図、それから現地をいろいろ回りながら、候補地を物色している段階でございます。

幾つか、そういう部分では候補地になり得るような部分というのは出てきてはいるのですが、まだ、その中でさらに絞り込んで道の方との協議ができるという段階までは来ていません。それも、私どもの方の調査なり住宅地図ということでのピックアップですから、まだ当事者とも全然お話ししていないような段階ではございますけれども、幾つか、そういう候補地については、今、物色・検討中ということで、これは主に、私ども小樽市、地元市町村としての作業段階というようなことで今鋭意努力している段階でございます。

○古沢委員

一歩も進んでいないのではなくて、進み始めているという印象を受けて、そういうご答弁だったというふうに思いますが、姿勢が少しずつ見えてくるようになれば、しかるべくご報告いただけるようにしてほしいと思うのです。

それで、次の関係に移りますが、公営住宅には、集会所の管理委託をしているところが何カ所かあります。これは全部合わせて何カ所ですか。

○（建都）住宅課長

市営住宅におきましての集会所の管理委託をしているのは９カ所でございます。

○古沢委員

条例によれば、この集会所等について利用料金の設定基準が定められています。よく見ましたら、時間の区分もまちまち、それから料金もまちまちで、およそ設定基準というふうに言えるのだろうか、そういう条例上の決めなのです。この基準とは一体何なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○（建都）住宅課長

条例の別表第５で、それぞれの夏時間、冬時間、あるいは時間帯の中で条例で設定基準というものを設けてございます。

考え方につきましては、基本的に、収益を上げるという目的よりも、ランニングコスト、維持管理費、光熱水費、これに見合う分の使用料を設定しているというのが、基準といえば基準というのですか、になってございまして、平米当たり何ぼというようなことでの画一的な部分とはってございません。

また、実際に管理委員会に委託するという委託先につきましては、あくまでも、その団地内の自治会に委託することによってございまして、実際は、料金を決定するに当たりまして、使用回数あるいは入居戸数等を勘案した中で協議させていただいた中で、自治会の意向等の中で決めているというふうな形になってございます。

○古沢委員

わかりましたという答弁にはならないのですが、具体的にちょっとお尋ねしたいのですが、９つのうち、幾つか、いわば地域開放型の集会所として設置されているのがあります。規模でほぼ同程度と思われる手宮公園住宅会館、それとかかもめ会館、これの夏期料金で、和室とホール、それぞれどのようなになっているか、ちょっとお知らせください。

○（建都）住宅課長

同規模ということでは、地域関連ということで、手宮公園と祝津のかかもめ会館の２つがございます。

まず、手宮公園につきましの夏期の部分で申し上げますと、和室につきましては、これは時間帯全部。

○古沢委員

はい。

○（建都）住宅課長

手宮の夏期の和室につきましては、９時から12時までが 2,000円、13時から17時までが 2,000円、それと18時から。

○古沢委員

一緒に言ってくれた方がわかるのです。かもめが幾ら、同じ時間帯だったら手宮が幾らと。

○（建都）住宅課長

手宮につきましては、９時から12時の間が 2,000円、かもめにつきましては、同じ時間帯で 1,500円、それと、13時から17時までの部分ですけれども、手宮が 2,000円、かもめが 1,500円。

○古沢委員

それは条例の基準の料金かい。

○（建都）住宅課長

条例の部分です。実態の部分ですか。

○古沢委員

かもめが 2,000円の、手宮公園が 2,500円というふうに始まらないかい、別表 5 は。

○（建都）住宅課長

私は、今、和室だけを比較しています。和室、ホールというふうな言い方で。

○古沢委員

そしたら、ホールの方だけでいいわ。全部言ったら数が多いからね。

○（建都）住宅課長

それでは、再度申し上げます。

手宮公園につきましては、９時から12時までのホールで申し上げますと 2,500円、かもめが 2,000円、それと、13時から17時まで、手宮が 3,500円、かもめが 2,000円、それと、18時から21時まで、手宮が 3,500円、かもめが 3,000円、それから、９時から21時まで通した場合、手宮でホールが 7,000円、かもめで申し上げますと 5,000円です。また、２日間といいますか、前日の12時から翌日の19時までで申し上げますと、これは和室の方との区別はございませんけれども、手宮では5万 5,000円、かもめでは4万円、こういうふうになってございます。

○古沢委員

設定基準といいながら、これは面積はほぼ同じです。81から82平米ぐらいです、床の面積が。

こういうふうに違うのです。しかも、課長が言った時間区分も、午後からの時間区分がかもめと手宮ではそれぞれ１時間ずつ違うのです。ですから、これは条例で定める料金の基準としては甚だ疑問が残るということで、これは研究・検討してください。

もう一つは、ここに会館の管理人さんというのが置かれているのかどうか。

○（建都）住宅課長

管理人につきましては、私どもで言う管理人と違いまして、自治会の中で、貸しホールあるいは和室を使うという場合に、その窓口といいますか、鍵を預かっている方という形での管理人はいるというふうには聞いてございます。

○古沢委員

条例でいえば、共同施設の維持管理というのは住宅管理人の職務ですね。確認します。

○（建都）住宅課長

共同施設も、住宅管理人が管理しているというふうに考えてございます。

○古沢委員

つまり、会館管理人というふうにそれぞれの団地の中では呼んでいたとしても、条例上でいえば、共同施設、集

会所を維持管理するという仕事をしている人ですから、住宅管理人の仕事をやっているわけなのですね。

そこで、住宅管理人の報償費について伺います。

住宅管理人の職務とは一体何かということと、現在の住宅管理人の委嘱状況について、何人の方に委嘱しているかということと、それから、報償費について、その基準、どういうふうに決まるかということ、これをまずお聞かせください。

○（建都）住宅課長

まず、住宅管理人の職務でございますけれども、職務といたしましては、市営住宅及び共同施設等の維持管理、また環境保全、２つ目には、火災予防、危険予防についてのこと、３つ目には、市営住宅の入居者に関することというふうになってございます。

あと、委嘱数につきましては、24団地ございまして、これを83区画に分けてございます。現在委嘱しています管理人につきましては52名となっております。

また、報酬の基準でございますけれども、これにつきましては、30戸以内を基本にいたしまして、月額 2,500円となっております。また、30戸を超える部分につきましては、戸当たり70円を加算する、こういうふうな形になってございます。

○古沢委員

それでは、59名の住宅管理人のうち、報償費としての最高額は幾らで、最低額は幾らか、どんなふうになっていきますか。

○（建都）住宅課長

今の管理人の人数ですけれども、59でなく52です。

○古沢委員

52名ね。

○（建都）住宅課長

それで、最低の方につきましては、30戸以下の住宅もございまして、それでいきますと、2,500円の12倍ということになりますので、年間3万円、それと、多いところでは、120戸の管理戸数を持っているところがございます。これでいきますと年間10万 5,600円、こういうふうになってございます。

○古沢委員

提案なのですが、課せられている職務といたしますが、団地内のことですから、さまざまなことが住宅管理人のところに飛び込んでくるのです。極端になりますと、冬になったら、窓の雪囲いというのでしょうか、ああいうものを張ってくれとかということから含めて、いろんなことが飛び込んでくるのです。そういう職務に比べれば、現状の報償費というのが適切なのだろうかということが1つです。

それから、先ほど言った共同施設、地域開放型の会館、ここの職務をやっている会館管理人と言われている人、そのいわばご苦労さん賃というのでしょうか、手当というのでしょうか、これが、団地自治会、いわば町内会ですが、その団地が一つで町内会をつくっていますから、その入居している団地自治会が一部負担をして支えているという現状があるのです。支えている職務の内容は、先ほど言ったように、住宅管理人の職務にかかわる仕事をしている人です。だから、こういう会館管理人についても、何がしかの検討がされてしかるべきではないか、この2つ、研究・検討いただけませんか、どうですか。

○（建都）住宅課長

まず1つ目の現在の住宅管理人の報酬の部分でございます。これにつきましては、今、委員が申されましたように、いろんな部分での気苦労があるのかなというふうなふだんから感じているところでございます。そういった中では、各市の状況等も実は把握してございまして、うちよりも低いところも何件かございまして、それを比較する

というのも、業務の内容もそれぞれ異なることもあろうかと思いますが、こういった部分につきましては、財政サイドの方へ希望を出していきたいなというふうには考えてございます。

また、集会所の管理の部分につきましては、基本的には、公の施設の中で料金を徴収した中でランニングコストをいただいているというふうには聞いてございます。そういった中では、決算報告をいただいている中では、ある程度、運営がうまくいっているのかなと。こういった中では、一部そういう手当は払っています。ただ、そういった部分での、我々で言う管理人と、ここで言う管理人というのが性格に異質なものがございまして、また、実際のそういった部分での集会所の運営につきましては、自治会が主体になって運営していただくという条件の中で、その部分について条例で設定してございまして、この部分については、管理人に対してそういったプラス・アルファというのはなかなか厳しいものがあるのかなというふうに考えてございますけれども、これにつきましても、できるのか、できないのかを含めまして、ちょっと研究させていただきたいなと思います。

○古沢委員

もう少し議論したいのですが、持ち時間がなくなりますので、１つは、設定基準をきちんと検討してほしいということと、今の会館管理人の話、これは、会館によっては、自治会、いわば町内会から40万、50万と持ち出しをして維持運営している、その中で管理人の手当に一部充てられる、そういったところもあるわけです。それを承知しているはずで、課長は。ですから、そういった点できちんと検討いただきたいと思います。

除排雪について

次に、除排雪の問題で幾つかお尋ねをします。

今議会で、我が党は、十分な検討がなお必要だ、再検討を含めて考え直してくれ、そういう要望を出しておきました。12年度の除排雪の委託料等については既に各委員からお話が出ていたりしますので、幾つかの点で伺います。

１つは、除排雪の業務委託料について、12年度の委託料と前２カ年の３カ年比較で言えば、どういうふうに推移しているかということ、そして、12年度が、ご答弁いただいたらわかるのですが、大きく減になっているのですけれども、その主な理由、まずこれを１点目をお願いします。

○（土木）土木事業所長

まず、平成12年度の除排雪の委託料でございまして、除雪の委託料が3億7,590万ほどでございまして、排雪の委託料は1億6,057万程度の委託料になってございます。

それらの前年度と前々年度との対比でございまして、除雪の部分で言いますと、10年度比96%でございまして、11年度との比較をいたしますと87%でございまして、

排雪につきましては、10年度と比較いたしますと78.3%、11年度と比較いたしますと77.3%ということになってございます。

これの原因ということでございまして、平成12年度の雪の降り方が、降雪量が4メートル65センチということで、過去の中ではかなり低い状況でございました。こういうことから、除雪の落込みはそれほどでもないですけれども、排雪の方の落込みがかなりあったということでございます。このほかの要因としましては、気温であるとか風とか、そういう自然現象が絡み合った中で、最終的にこういうような結果になったということでございます。

○古沢委員

車両の借上料に関して伺います。

同じように、10年、11年、12年の比較をしたいと思うのですが、車両の借上げのうち、貸しダンプ分を外してちょっとご報告いただきたいと思いますと思うのですが、平成12年度の決算上で、貸しダンプ分を除いた借上料が幾らか、10年、11年との比較ではどういう状況になっているか、お知らせください。

○（土木）土木事業所長

平成12年度の車両借上料のうち、貸しダンプを差し引いた分の借上げでございまして、台数が1,094台で、

金額にいたしまして 8,082万程度ということになってございます。10年度の貸しダンプを差し引いた借上台数は 2,395台で、金額にいたしまして 1 億 7,240万ということになってございます。平成11年度の貸しダンプを差し引いた借上台数でございますけれども、1,400台ほどございまして、金額につきましては 1 億程度でございます。

10年度と12年度の比較でございますけれども、台数にいたしましては45.8%、金額につきましては46.9%ということになってございます。11年度の分はちょっと申しわけございません。

○古沢委員

はい、いいですよ。ここでは、先ほどの委託料より以上に大きな減になっているのですが、その主な理由は、先ほどのご答弁と大体同じでしょうか。

○（土木）土木事業所長

先ほどとの関連が大変ありますけれども、排雪量が非常に落ち込んだということもございまして、借上料の中の大きい部分としては、直営排雪のダンプの借上げという部分がございまして、そういう絡みで大きく落ち込んだというふうに考えられます。

○古沢委員

砂・融雪剤原材料費は、平成12年度で言えば 2,000万弱、1,900万ですが、これを10年度に比べたらどういう状況になっていますか。

○（土木）土木事業所長

砂・融雪剤の原材料費でございますけれども、最終的な原材料費のトータルを比較いたしますと、金額で 2 倍程度、平成12年度は原材料を使ったという結果になってございます。

○古沢委員

中でも、砂と融雪剤に区分しますと、融雪剤の使った量というのが、昨年の冬はそれまでに比べて異常に増えたのです。4 倍近くに増えた、そういう状況でした。つまり、ご答弁いただいたように、自然が相手の仕事ですから、こういうことは起こり得るのです。

この原材料の関連で 1 点だけお尋ねしておきたいのですが、除排雪の体制問題で、市内の業者さん等に聞き取りに入りました。そのときに、砂の問題でちょっとご意見が出されました。使っている細かな砂、細砂というのでしょうか、これには、湿気というか、水気が多くて、なかなか機械の維持管理や翌日の作業体制をつくる上でも大変なのだと、言ってみれば、もう少し使いやすい砂というか、質のいい砂に変えてもらえれば助かるのだというような話があったのですが、そういう話は実態に合いますか。それとも何か検討を進めておられますか、お尋ねします。

○（土木）土木事業所長

今のご質問でございますけれども、小樽市が使用しております細砂でございますが、乾燥度合いが多少低いということがございます。そういうことで、ご指摘のとおりのお話を市の方としても受け止めてございまして、今、砂業者との中で、もう少し乾燥度を上げる方策としてどうなのかという検討がまず 1 つ、それと、価格との関連についても打ち合わせを検討しているという状況でございます。

もう 1 点は、砂まき業者の砂の保管の状況、これにつきましても、今までよりもかなり充実した形で設計の中にも反映するような形で今検討を進めてございます。

今年度の対応としてどこまで対応できるかというのは、まだちょっと不透明な部分がございますけれども、今後に向けて、今までよりもいいような状態で、作業効率が上がるような形になるよう検討していきたいというふうに思っております。

○古沢委員

12年度の決算の除排雪関連のお金の動きを見ただけでも、大きく減ったり大きく増えたりしている、そういう変動する主な理由というのは、言うまでもなく、自然相手の仕事ですから、その冬その冬によって状況が変わるわけ

です。こういう除排雪業務を、いわば土木一式請負型といいますか、民間業者に丸投げをするというような形で市民サービスを維持できるのかどうか。受ける業者さんは、企業ですから、利益を上げなければいけないですね。これははっきりしています。こういうのは行政と企業の大きな違いです。そういった点で、市民サービスが低下していくのではないかという心配、こういうものもあって、私たちは、再検討したらどうでしょうかということを求めてきたのです。改めて伺いますが、そういう検討を加えるという余地はありませんか。

○土木部次長

これについては、私どもは、いろんな角度で除排雪の見直しの中で検討してきてございまして、１つは、業者の中ではいろいろ問題意識を持っている方もいるし、今回の措置について批判的な議論をされている方もいるのは十分承知してございます。

しかしながら、補正をお願いしながらでも、11億台の除排雪費用をかけていくと、このままの推移でいくと、統計的にいくと、降雪で言えばセンチ当たり80万から100万ぐらい、そういった費用がかかっていく。これ自体は、確かに委員がおっしゃったように、雪の量が少なくても降り方の問題ですとか、多くても逆な意味で降り方の問題で費用がかからない部分もあって、いろんな意味で判断には厳しい状況も予想はされるのですけれども、一つ誤解してほしくないのは、私どもの今回の見直しは、従来の形の委託体制そのものを細分化しないで、まず一本にしようという基本的なスタンスは変わらないところです。

ですから、委託をお願いする、なおかつ、住民サービスで言えば、ステーションごとに除排雪の話から砂まきの話まですべて対応できるような形でサービスはしていこうという一つの根本はあるのです。

問題は、一番心配されているのが、職員がそこにいないということで、丸投げをされているものだから、結局、十分な対応をとってくれないのではないかという、ここのところがかかなり大きな部分を占めていることだろうと思いますので、私どもとしては、可能な限り、従来からご答弁申し上げているように、一定の初めてのチャレンジですけれども、できるだけ手だてをすとか、除雪基準をきちんと定めるとかということで、一定レベル、委託の業者、JVと職員との関係、いわゆる市との関係、こういったものをきちっと整理しながら、何とか今年はこの部分にチャレンジはしたいと思っています。

その中でいろんな問題が出れば、その中で直すべきところは直すということで、従来から、ある程度固定化されるのに二、三年はかかっていくかもしれない、こういった考え方は一応持っていますので、基本的には、今年の冬からこの制度にチャレンジしたいというふうにお答えを従来からしていますので、もう少し、やらせていただきたいというふうに考えております。

○古沢委員

次長の口から丸投げという言葉が出てくるとは思っていなかったのですが、かねてから我々はそう言っていたのですけれども、その点では何となく一体感が。

やっぱり、なお十分な検討が必要だと思うのです、やるにしても。我々は、そのやる前にもう一度考えたかどうかということを提起しているのですが、そういう意見を十分酌んでおいてください。これはこれでまた議論は次の機会にしたいと思います。

ヒーティングの問題です。特に更新の問題について今日はお尋ねしたいと思います。

平成12年度末におけるロードヒーティングの敷設状況は、延長と面積でどういうふうになっていますか。

○（土木）関野主幹

12年度末で、敷設延長は、おおよそで12.7キロあります。そして、面積に換算しまして6万6,800平米でございます。

○古沢委員

そのうち、既に更新済みの敷設箇所、これの延長と面積はどのようになっていますか。

○（土木）関野主幹

今までに更新したものは１カ所あります。それについては、25メートル、面積で127平米でございます。

○古沢委員

一般論で申しわけないのですが、新聞報道などによれば、現在敷設されているロードヒーティングの耐用年数というのはおおむね15年前後かなというふうに言われたりしております。これに対して担当の皆さんはどういうご意見をお持ちですか。

○（土木）関野主幹

ロードヒーティングの耐用年数についてなのですけれども、実際にヒーティングを担当している者に聞くと、15年という数字が出ていたのですが、ヒーティングの言うならば老朽度なのですが、ユニットなんかも設置されていますので、その上に車が走るのですけれども、車両の交通量、特に大型車両なのですが、それから、道路の構造、例えば勾配のきついところで車が止まってから発進するとか、そういうような状況などによって耐用年数というのは異なるものと思います。

○古沢委員

その点で議論をしようとは思っていないのですが、先ほどの更新済みの箇所約25メートル、120平米超、その箇所は当初の敷設の年度はいつでしたか。

○（土木）関野主幹

更新した箇所は、昭和55年に敷設しております。

○委員長

古沢委員に申し上げます。

持ち時間が参りましたので、念のためお知らせをしておきます。

○古沢委員

もう少しお願いいたします。

それでは、現在敷設されている箇所で、昭和55年以前に敷設した箇所、つまり15年以上前に敷設した箇所の延長、面積はいかほどですか。

○（土木）関野主幹

昭和55年以前に敷設してあるものなのですけれども、道路延長として約400メートル、面積換算で2,600平米ほどあります。

○古沢委員

1カ所は更新しているのですよね。先ほど答弁いただきましたね。だから、更新されていないところは、今答弁いただいたよりもう少し少ないかなと思うのですが、それにしても、差し当たって緊急に、当面といいますか、昭和55年以前の敷設箇所については、少なくとも1カ所更新しているのですから、あと残りの部分について取り急ぎ更新の計画というものが検討されているのであれば、それをご報告いただきたいし、されていないのであれば、今後の見通しをちょっとお答えいただきたいと思います。

○（土木）関野主幹

先ほども申しましたように、一般的には、老朽化といったら、経年変化というのですか、年度がたっているものについては老朽化していると考えていたのですけれども、ロードヒーティングの場合、先ほど申しましたように、交通量とか、いろんな条件によっても耐用年数というのは違うというふうに考えていまして、一概に敷設年度だけで更新を判断すべきものではないということで考えてございます。

ロードヒーティングの更新に当たっては、毎年、春に、終業時点検、また、利用するときに始業時点検とかということで点検を行っておりまして、そのときにいろんな異常が出ますと、必要に応じて部分的な維持補修を行って

おり、その中で補修で対応し切れないところについては、全面改修が必要になったところについては、逐次、そういう判断をしたときに更新してきたということで、計画的な整備ということの考えはございません。

○古沢委員

マンホールについて

時間が来ているのですが、もう１点だけ、水道にお伺いしたい点があるので、もう少し時間をお借りしたいと思います。今の問題は問題で議論したいのですけれども、水道の問題でお伺いしたい。

１つは、昨年の決算委員会で民主党の佐々木議員が問題提起をしていましたマンホールの更新の問題です。更新を要すると考えているマンホールの数量はいかほどあるか、お答えください。

○（水道）下水道事業所施設課長

マンホールの更新というのは、一応、断熱という話でよろしいですか。

市内には１万 3,800カ所ほどマンホールがございます。そのうち、昭和63年以降設置されました 6,300カ所については断熱の施工がされておりますが、それ以前の約 7,500カ所については未断熱のマンホールでございます。この 7,500カ所すべてが断熱を必要とするというものではございませんが、現に段差が生じているような場所につきましては、断熱材による改善を昭和63年より実施しております。本日まで 857カ所の改善が終了してございます。

○古沢委員

昨年の12月28日ですけれども、たまたま私は家族と別行動をしておりまして、息子夫婦の運転する軽自動車に母親と私の妻が同乗していました。三つ目観音からロードヒーティングの坂道を上がり切った部分、オタモイ側から進行していたのですが、ちょうどその頂点部分、下りに差しかかる前で突然ハンドルがとられて、そのまま軽自動車は横転して、横向きに滑って道路左側のセドリックに衝突するという事故をやってしまいました。

それで、運転していたのは息子の嫁さんですから、わだちか何かにハンドルをとられたとかなんとか、えらく落ち込んでいたのですが、僕は余り注意はしていなかったのですけれども、後で、佐々木議員が取り上げていたなと思って、気になって見たら、ちょうど弾かれて滑り始めたところがマンホールなのです。そのマンホールはそういう断熱が入っているマンホールかどうか、わかりますか。

○（水道）下水道事業所施設課長

早速調査しました結果、未断熱でございましたので、２カ所について改善を終了させていただいています。

○古沢委員

佐々木議員が取り上げていたのは、そういう冬期間の安全対策上、必要なのだという意味で取上げ、提起をしていたのだということを、言ってみれば身をもって体験してしまったわけです。ですから、危険な状況のまま放置できないのではないだろうかということで、今後の対策、計画はどういうものをお持ちか、念のためお聞かせください。

○（水道）下水道事業所施設課長

先ほど述べました 7,500カ所すべてが断熱を必要とする箇所ではございませんけれども、断熱措置を必要とする箇所というのは、日常の管路パトロールの際に確認して、その都度改善はしてございますが、何よりも、議員の皆様や住民の方々からの情報提供によるものが大変大きなものがございます。今後も、そういった情報提供を受けながら、また、下水管路、道路パトロール等で必要箇所を確認した際、早急に改善してまいりたいというふうに考えております。

○古沢委員

誤接続について

時間に追われて。これももう少し議論したいのですが、水道でもう１つあるのです。誤接続の問題ですが、これで終わりますから、ご勘弁ください。

実態調査が11年度から始まっています。１つは、実態調査はどういう調査をやっておるのか、わかりやすく簡単にお知らせください。

○（水道）下水道事業所管理課長

この調査の実態の把握の方法でございますが、染料試験と音響試験の方法がございますけれども、主に染料試験、これは色のついた水を流す方法でございますが、これで行っております。

なお、場合によっては、音響試験、これは管を叩くという方法でございますが、これらを併用しながら実態把握をしてございます。

○古沢委員

主に、色のついた水を流して大体様子はわかるわけですね、調査方法として。現在の進捗状況を示してください。

○（水道）下水道事業所管理課長

調査の進捗状況でございますが、平成11年からやっております、11年は、全戸数 3,228戸に対して、調査対象戸数が 1,579戸ですので、約49%の割合でございます。この 1,579戸に対して、正常戸数でございますが、これが 1,425、それから誤接の戸数が 154戸でございますので、割合は 9.7%でございます。

それから、平成12年度につきましては、勝納地区の調査を行っておりますが、この区域内、全戸数は 5,412戸でございます。このうち調査対象戸数が 2,123戸でございますので、約39%を調査してございます。そして、この内訳としますと、正常戸数が 1,886戸、それから誤接戸数が 237戸ございまして、その割合は約11%でございます。

それで、2カ年の計としますと、8,640戸の全戸数に対して、調査対象戸数が 3,702戸、約43%を調査してございます。それで、この内訳でございますが、正常戸数としますと 3,311戸、それから誤接戸数が 391戸で、その割合は約10%でございます。

それから、本年度は、朝里地区を調査してございますが、全戸数 4,524戸に対して、1,530戸、約34%を調査してございます。以上でございます。

○古沢委員

何項目か飛ばしてお尋ねしていきます。

調査結果に基づいて、現在までに改善をされた、誤接続の問題が解消したという戸数、しかも、そのうち、業者が特定されて、業者の責任において改善された、そういうふうになっている戸数はどういうふうになっていますか。

○（水道）下水道事業所管理課長

改善の状況でございますが、熊碓地区は11年度に調査を行っております、これの改善のほか、12、13年を合わせて17件でございます。154件でございますので、この地区としての改善率は11%でございます。

また、勝納地区は平成12年度に調査を行っておりますので、13年度、直近の改善の状況としますと、23件、誤接が 237件でございますので、9.7%でございます。

それで、合わせて40件の改善を終えております。全体からしますと、約10%の改善率でございます。

それで、これに対して、業者負担についてでございますが、5件を業者負担で改善済みでございます。

○古沢委員

業者が特定されて、しかも、業者の責任で改善されているというのが、そのうち5戸だということではありますが、ちょっと角度を変えてお尋ねしますけれども、給水、排水設備に関する台帳というのがあると思うのです。これの保存年限はどうなっていますか。

○（水道）下水道事業所管理課長

給水、排水設備の台帳の保存年限は永久保存となっております。

○古沢委員

どういう方法で保存されているのですか。

○（水道）下水道事業所管理課長

各所有者に設置番号がついてございますが、その設置番号は今時点で相当な件数がございますけれども、これを若い順番から所定のロッカーの中に入れてございます。

○古沢委員

保存されているこの台帳で業者を特定するということは可能だと思うのです。言ってみれば、台帳には施工した業者の名前が出てくるというのが結構あると思うのです。それで可能だと思うが、どうかということと、そうであれば、調査の結果、誤接続の戸数、箇所がわかっているわけですから、この台帳と突合するなど、市側、水道局側のそういう調査業務は行われているのかどうか、お答えください。

○（水道）下水道事業所管理課長

この排水設備の台帳には、申請者はもとより、下水道指定工事店の業者名が出ております。そういうものでは把握はできます。それで、これと現場で誤接が確認されたところとの、排水設備工事を行うという意味での工事業者との突合は現在してございません。

○古沢委員

今後するつもりかどうか。

○（水道）下水道事業所長

今の誤接続の件でございますけれども、業者が特定できるだろうというお話でございます。これが同時にされたものであれば、その業者ということになりますけれども、私どもが排水設備を設置する場合には、業者からいろいろと申請を出していただいて、その段階では誤接続されているというような状況にございません。したがって、その状態がいつ行われたものか、どんなふうに行われたものか。初めからつけるものであれば、これは確認できると思いますけれども、そういう実態が実はわからないわけでございます。

ただ、そういう状態でございますので、平成12年度からは、その辺を踏まえて、そういうことがあったら困るということで、今、改善に向けて、そういうものの実態調査ですか、把握ですか、そういうものをやっている最中でございます。今後においては、案外、そういうものについても特定はできるかと思っておりますけれども、特定できるというよりも、あってはいけないことでございますので、その辺は対応しようと思っております。今までの状況については、その辺のかみ合わせというのは、ちょっと把握できないところでございます。

○古沢委員

おかしいじゃないですか。ここで議論するつもりはなかったのです。

すべてがこの台帳で業者が特定されるなんて僕も思っていませんよ。突合して、少なくとも、どういう業者が、その家を立ち上げるときに地べたの下をやったかということがわかるところが出てくるじゃないか。それから、入居者に調査をしたときに、家を建てて、その後に大がかりな改造をやったのか改築をやったのか、そのままなのですよとかという様子だってわかるじゃないか。

そうになったら、次にどうするかという方向性だって出てくるじゃないか。少なくとも、そういう基礎的な調査をやっているのですよ。後でも言いますけれども、何千万になるだろうと思われる委託料をつけて調査をするのです。中途半端に調査をしたのじゃ意味がないのですから、せめてそういうことぐらい最低限やるべきじゃないですか、いかがですか。

○（水道）下水道事業所長

一応、調査はやってはいるのです。その中で、居住者から業者についてのことも実は聞き出してございます。ただ、その中で、人によっては、業者との関係についてちょっとお話できないという方もいらっしゃいますし、また、本当にわからないからということで調査を終えていることもあります。

本当にわからないということであれば、私どもは、今置かれている状態の下水道を設置した設備業者、これにつ

いてはこうですよということはわかりますので、そういうものを含めて、今後、当然、戸別訪問をして、いろいろご相談に乗りながら対応していかなくちゃいけないと思っていますので、その辺、よくご相談しながら、今後に向けてどういう形でやっていけるかということも含めまして対応していきたい、こんなふうに思っています。

○古沢委員

水道の12年度決算で、維持管理費、委託料4億9,000万というのがあります。このうち、この調査委託のために出された委託料は12年度で幾らになりますか。

○（水道）下水道事業所管理課長

平成12年度の熊碓地区の調査費用でございますが、459万9,000円でございます。

○古沢委員

委託業者はどこになりますか。

○（水道）下水道事業所管理課長

委託業者は、札幌本社の業者を指名しております。

○古沢委員

11年度の委託業者はどちらですか。

○（水道）下水道事業所管理課長

11年度も同様に札幌の業者に委託しております。

○古沢委員

契約方法はどういう方法によっていますか。

○（水道）総務課長

契約方法につきましては、入札を行って契約をしております。

○古沢委員

一般でなくて、指名ですね。指名競争入札でいいですね。3社ですね。この指名競争入札に参加する業者を3社選定して競争入札しているわけですが、3社はいずれも札幌ですか。

○（水道）総務課長

3社につきましては、いずれも札幌の業者でございます。

○古沢委員

札幌の業者を選定して指名競争入札をしたと。小樽の業者が1社も入っていないわけですから、しかるべき資格とか、何か要件があるのだと思うのですが、どういうものなのですか。

○（水道）総務課長

この資格要件につきましては、私どもの方で、市の方の契約管財課でやっております指名登録参加名簿というのがございますけれども、その名簿の中で、道内設計という欄がございまして、その中で、技術資料というところをもって登録されている業者を3社選定してございます。

○古沢委員

13年の市政のあらましがお手元に届いていると思いますけれども、当市の場合、下水道及び水洗化の普及状況で言えば、設置戸数が6万1,039戸です。それで、これをもとにして、おおよそ推計をしてみました。設置戸数のうち、調査対象戸数というのは、2年の実績で見て、おおよそ40%ですから、約2万4,000戸が調査対象戸数になります。そのうち、誤接続戸数というのはおおむね10%前後ですから、おおよそ2,400戸、これを超えるだろうと僕は思います。2,400戸以上が誤接続で浮かび上がってくるのかなというふうに推計されます。

それともう1つは、今年は調査対象戸数が2,123戸で委託料が459万9,000円、これをもとにして推計しますと、平成14年以降、約4,000万の調査委託料が必要になるというふうに弾き出すことができます。

平成11、12、13年の3カ年で既に約1,000万、合わせて都合5,000万を超えるだろうという調査委託業務について、なぜ札幌の3社のみが選定されて競争入札に参加しているのか。そして、3社のうち、入札調書を見ましたら、なぜかしら、これは後でちょっと調べますけれども、3社のうち1社が事実上ずっと棄権をしているわけです。逆1位不動の原則みたいなんです。ですから、2社が分け合ってとっているのです。そういうことが実態として起きている。

それじゃ、先ほど答弁いただきましたが、その登録されている業者に、この3社以外、小樽の業者はいないのですか。

○（水道）総務課長

私どもが先ほどお答えしましたのは、道内設計の中でご説明をしております、こういった調査に実績のあるということで、道内の設計というランクを選んでおりますけれども、市内設計の中にそういった業者がいるかどうか、ちょっと私ども。おりますので、確認しましたら。

○水道局次長

整理させてもらいますけれども、今回の調査というのは、11年度からスタートいたしまして、今年で3年目になったわけです。当初は、どういう方法にするのか、成果品をどうするのかということが手探りの状態でした。その3年間やってくる中で、調査方法とか成果の取りまとめとか、ある一定の部分が確立された、そういう状況にあります。

そういう中で、もう1つあるのは、これは個人住宅の調査という形で、プライバシーとか、そういうものをかなり大事にしていかなきゃいけない、そういう中で、委託業者にどこを選ぶかというのは、今までのでよかったのかという問題があります。

それで、今、委員がご指摘のとおり、市内業者でできないかという形ですけれども、ちょっと先ほど総務課長が言いましたが、私どもといたしましては、入札参加資格者名簿というものがあります。その中で、先ほど課長は技術資料と言いましたが、実は、この業者は、特に管とか、そういう業者のところでした。その後、見ましたら、先ほど言った方法とか成果品のことがありますので、ある調査方法が確立されたと考えておりますので、市内の中に、技術資料という、いわゆるコンサルタントのような感じ、いわゆる委託をまとめるような会社が数社ございますので、私どもの中に、建設工事等委員会を設けて、その中で指名しておりますので、またそこで判断してまいりたい、そんなふうに思います。

○古沢委員

委員長、最後です。

時間を延長して申しわけなかったのですが、昨今の雇用状況ですから、こういうふうに、当初予想もしていなかったような問題がというのはちょっと正確ではありません。予想はされていたけれども、本腰が入っていなかった問題が、急遽、11年度から本腰を入れることになりました。そして、経済情勢がこういうふうに悪化して、雇用状況が深刻な状況になってきている。調査の方法は、先ほどご答弁いただいたように、特別の資格がなければできないというような調査業務でないのです。

ですから、市内の業者、もしくは市内の緊急雇用対策事業的な位置づけもエリアとして取り込んで検討することだって可能でないかというふうに僕は思うのです。だから、そういうことも含めて、ぜひ検討いただきたいと思うのです。札幌の業者で独占させるということはとんでもない話ですから、このことを最後に、終わりたいと思いますけれども、ご答弁を局長から。

○水道局長

ちょっと時間をお借りしたい。

この問題に取り組んだのは、ご案内のとおり、大雨が降りますと、下水道の管になぜか穴があいていて、処理場

が大変な状況になるということがありました。

それで、もう１つは、私になりましてから、その問題が提起されまして、何とかしなければならぬと。原因が、無落雪の雨がなぜか下水道の管に接合されているということで、昨今、裁判で行政の不作为という問題もありましたけれども、こういう問題については、やはり真剣に取り組まなければうまくないのではないかと。

それじゃ、調査するだけでいいのかという問題もあります。調査して、何が大事かというのは、誤接合があった場合、住民の方を説得して、下水道でなくて、雨の方の排水管、そちらの方に何とか入れていただきたいということから今やっています。時間がたっていますものですから、10%程度しか改善しませんが、しかし、10%改善したということは、私は、まだ希望があるのだと思います。

それから、委員の今のご指摘のことにつきましては、11年度にこのことをやるに当たりまして、ほかの市でもこれをやっていた業者がいましたから、小樽では初めてでございましたので、どう方法がいいのかということで、それを専門にというか、下水道管の調査をしていた業者を３業者選びました。ただ、今、次長からお話ししましたとおり、３年たちましたので、わかってきましたので、市内の業者でやる業者がいるのかどうか、この辺も聞きながら、来年度以降の件について検討していきたいというふうに思います。以上です。

○古沢委員

終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○成田委員

駐車場について

それじゃ、僕の方から、これからも車社会が続くと思われませんが、どうしても車には駐車場というのが必要だと思いますので、駐車場に関連しての質問をさせていただきます。

公営住宅の中に駐車場を設けていると思いますけれども、現在、どういう状況にありますか。

○（建都）住宅課長

現在の市営住宅の駐車場の部分でございますけれども、実は、平成８年度から国が補助制度を設けまして、補助を受けながら整備しているところでございまして、平成８年から平成12年度の状況といたしましては、904区画、管理戸数に対しましては67%の整備となっております。

○成田委員

今、67%の率になっているということなのですが、今後、この駐車場につきましてもっと拡大していくことについて、各公営住宅には車を持っている方がかなりいると思いますので、その辺はどのようなことになっているのでしょうか。

○（建都）住宅課長

今後の計画でございますけれども、大方整備を終えて、大きな区切りといたしましては、本年度、平成13年度をもちまして、今までオープンスペースとして駐車料金を取っていなかったところにつきましては整備が終わるというふうなことになると思います。

なお、駐車場としてのスペースとしては、ある程度の基準といえますが、大きさが必要でございます。車路あるいは区画、こういうような部分では、ある程度限られた部分というふうなことでございまして、実際、そういった中で、とれる部分については、一応、大方、13年度、本年度で事業が終わるというふうには考えてございます。

また、今後、新設あるいは建替えにつきましては、そういった駐車場スペースも確保しながら整備するということになるかと思います。

○成田委員

そうすると、今までの公営住宅の古い施設というのですか、そういうところにはちょっと無理だろうけれども、これからの建替えをする分には駐車場スペースを確保して住宅を建てるということでよろしいのですね。

それで、この駐車場の料金はどのような形になっているのでしょうか。

○（建都）住宅課長

市営住宅の料金につきましては、１区画、消費税込みで 2,540円というふうになってございます。

○成田委員

その 2,540円の収入の受皿はどこの窓口でやっておりますか。

○（建都）住宅課長

実は、駐車場の整備をするに当たりましては、自治会と委託契約を結びまして、基本的に、その管理につきましては、自治会を通しまして市の方に登録関係が上がってくる、こういうような状況になってございます。そういった部分におきましては、月額 2,540円のうち、１割、254円になりますけれども、この部分を委託先である自治会の方に還元している、こういうふうな状況になってございます。

なお、受皿の会計につきましては、住宅の特別会計の中でやっております。

○成田委員

住宅の自治会が管理をしているということですね。住宅の管理はすべて自治会がやっているということで、自治会の人たちが駐車場を掃除したり、そういうことはやっているということですね。

それじゃ、また変えますけれども、公園施設の中で駐車場を設置しているところ、街区公園とか近隣公園とか都市公園とか、その中でどこどこが駐車場を管理しているのでしょうか。

○（土木）公園課長

公園は、大きな公園、総合公園を除いては、主としては歩いてきていただきたい、そういうような目的で、駐車場は、余りつくってきませんでした。そういうような趣旨なものですから、駐車場はだめだということになっておりましたので、総合公園以外は、皆さん、250メートルとか 500メートル、１キロ以内の中で歩いてきていただきたいという形で、余り駐車場という形の整備はしてきませんでした。

ただ、今のモータリゼーションは、皆さん、車１台以上の時代になってきましたので、現在つくっております公園は駐車場を設備して新設しております。

それで、今、公園は全部で90カ所開設しておりまして、現在、6カ所の公園に駐車場が設置されておりまして、290台くらい収容できる、そういうような状況になっております。

○成田委員

90カ所の公園の中で6カ所しか駐車場が設置されていないということなので、今後の課題の中で、駐車場をやっぱり設置した方がいいのではないかとと思われるのですけれども、課長の見解はどうでしょうか。

○（土木）公園課長

以前にできている公園なのですけれども、現在でもなかなか狭い状態になっております。それで、駐車場がなくて、ご不便をおかけしている公園はたくさんあると思うのですけれども、今すぐそこに駐車場を設置するとなると、また以前にありましていろんな遊具関係が狭くなるという形がございしますが、将来的には検討していかなくちゃならないと思います。

それと、今やっています色内ふ頭公園とか、これから新設される公園については、街区は多分難しいと思いますが、大きな公園、近隣公園以上の公園でなければ駐車場としては面積的には無理だと思いますので、考えていきたいと思っております。

○成田委員

街区公園はほんの小規模な公園でしょうし、それは近くの人たちが憩う場所でありまして、近隣公園以上のものについては駐車場を完備して設置していただければというふうに思います。

次に、土木の方に駐車場の件でお伺いします。

小樽の市内で有料駐車場として設置している駐車場は幾つあるのでしょうか。

○（土木）管理課長

駐車場条例によりまして土木部が所管しておりますのは７カ所でございます。

○成田委員

７カ所は、どこどこがありますか。

○（土木）管理課長

７カ所につきましては、小樽市稲穂駐車場、小樽市駅前広場駐車場、小樽市駅横駐車場、小樽市若竹駐車場、小樽市花穂駐車場、小樽市住ノ江駐車場、小樽市桜駐車場の７カ所です。

○成田委員

12年度の決算の状況の中で、それぞれの収入と支出について報告願います。

○（土木）管理課長

12年決算につきましては、駅横駐車場、稲穂駐車場、駅前広場駐車場、この３つにつきましては特別会計に入っておりまして、特別会計の中でやっております。

あと、花穂駐車場以下４つの駐車場につきましては、歳入は一般会計で受けておりまして、数字的には、花穂駐車場以下、直営の駐車場につきまして１,０００万ぐらいの歳入になろうかと思います。

特別会計につきましては、平成12年度で一般会計からの繰入金金を２,５００万ほどいただいている形になっております。

○成田委員

ちょっとここで聞きたいのですが、若竹の駐車場と住ノ江、桜、花穂の駐車場の管理はどこがやっているのでしょうか。そして、これは市の土地ですか。

○（土木）管理課長

若竹駐車場、桜駐車場、住ノ江駐車場、いずれも市の直営の管理でございます。

敷地につきましては、若竹駐車場は、財団法人ハイウエー交流センター、いわゆる公団の方からの借地でございます。あとは市の土地でございます。

○成田委員

若竹駐車場は借地ということですね。公団から借りているのですね。ここに延べ台数が書いてあるのですけれども、これは１年間の台数でしょうか、５７３台というのは。

○（土木）管理課長

収容台数は、若竹につきましては４９台ですので、そこに書いてありますのは延べ利用台数ということになります。

○成田委員

住ノ江は８７台、桜が２７２台、花穂が５７２台と、それぞれなっているのですけれども、若竹の収入が４１９万４,９２０円となっているのですが、この代金について、高架の高速というか、ハイウエーの会社に払っている金額はどこに載っているのか、ちょっとわからないものですから、決算の中で。

○（土木）管理課長

花穂駐車場、桜駐車場、住ノ江駐車場の３つにつきましては月額６,５００円で、若竹駐車場につきましては、平成10年の４月に改定されまして、月額７,３５０円、そういうことでございます。

○成田委員

支払いしているのは。

若竹の駐車場は土地を借りているわけですよね。この土地代として支払っている部分はどこの項目に載っているのか、ちょっとわからないものですから、それを聞いているのです。

○（土木）管理課長

今ちょっと調べていましたけれども、今のところ、私、勉強不足で申しわけありません。どこの項目で支払いしているのか、ちょっと確認できませんので、後ほどご報告させていただきます。

○成田委員

決算書に載せていないのですか。若竹の駐車場の借地の分として払っている分はないのですか。

○（財政）財政課長

若竹駐車場の借上料につきましては、決算説明書 168ページ、道路橋梁総務費の中で払っているもので、432万1,800円、これがそうなると思います。

○委員長

もう一度、ページ数と項目がちょっと聞こえませんが、はっきりお答えください。

○（財政）財政課長

決算説明書の 168ページ、土木の道路橋梁総務費の下から3行目です。

○成田委員

わかりました。それで、若竹の土地は借りているのですけれども、その駐車場の中で、管理はどこがやっているのですか。管理しているのはどこですか。

○（土木）管理課長

大変失礼いたしました。

今の若竹の借上料につきましては、決算書に出ているとおりであります。ただ、ここの駐車場の日常の管理につきましては、直営の管理でございますので、土木部の方でやっております。

○成田委員

この若竹の駐車場は、冬期間、あそこはブラックアイスバーンになるものですから、砂まきをするわけなのです。その砂まきの砂が駐車場に全部入って、道路は清掃してくれるのですけれども、駐車場の中に車が入っているのです。なかなかそこまで手が回っていなかったのかどうか、砂がかなりたまっている状態なのです。そして、いつ通ってもあそこは暗いのです。砂が舞っているような状態です。一度、あそこの中は、受益者も含めて、利用している人たちにも話を持って行って、一緒に掃除するとか、きれいにするとか、環境を整えるとかという形にしたらどうなのでしょうか。

○（土木）管理課長

委員がご指摘のとおり状況も見受けられるとは前から聞いております。ただ、直営の駐車場につきましては、それぞれ個々に管理経費を計上しているわけではなくて、土木部の予算の中でやりくりしながら、維持経費を必要の都度工面しているというのが現状でございます。その中で、委員がご指摘のようなご意見もありますので、そこら辺のところ、現状を十分把握しながら、何とか対応していきたいというふうに考えております。

○成田委員

地域の人、利用者と一緒に話し合って掃除を一回やっていただきたいと思います。また、車が駐車場から出るときのミラーもかなり汚れています。僕も一回掃除をしたことがあります。なかなか大変で、どろどろになります。そういう中で、地域の人たちと一緒にやってやることによって、自分たちも利用しているということで意識すると思いますので、その辺、金を払えばいいのだというのじゃなくて、一体になってやっていただきたいと思います。

また、地域では、駐車場の前の土手、あの辺を美化したいという話が出ていますので、その辺も含めて、土木と

して何か案がありましたら、提案していただければと思っています。何かその辺で答えることがありましたら、よろしくをお願いします。

○**土木部長**

私も、ちょこちょこ通りますので、実態は少しはわかっていますけれども、使用者との関係、契約関係がどうなっているかは知らないのですが、土手の部分は、確かに、芝生になっているわけでもないというか、そういう点ではちょっと殺風景なこともありますので、検討させてください。

○**横田委員**

高齢者福祉について

福祉部に、大きく２点、高齢者の福祉と障害者の福祉についてお尋ねします。

質問も３日目になりまして、皆さんお疲れかと思いますが、答弁次第では早く終わりますので。

まず、高齢者の福祉の方についてお伺いしますが、決算説明書の総括の部分の21世紀プランの平成12年度に行った主な事業ということで、ふれあい福祉プランの中で高齢者生活支援事業というのが１項目挙げられております。介護保険は別建てになっておりますので、この高齢者生活支援事業について、老人福祉費などを見ますと、高齢者何かがしといういろいろな科目が出ています。ふれあいパスなんかも入っています。もちろん全部でないと思うのですが、この老人福祉費の中で、介護予防といいましょうか、そういった観点からだと思いますが、高齢者の生活支援事業、これはどのようなものなのか、まず、項目で説明をお願いします。

○**（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長**

高齢者生活支援事業ということですが、介護予防の事業といたしましては、そこに書いてあります高齢者生活支援事業の中には結構たくさん項目があるわけです。例えば、配食サービスとか、寝具の乾燥サービスとか、理美容サービスとか、そういうのがございます。今ここで触れている生活支援事業というのは、軽度生活支援事業、生きがい対応型のデイサービス事業、それから生活管理指導型短期宿泊事業、この３つのことを言っております。

○**横田委員**

高齢者生活支援事業という予算は、そのままの名前の費用がありますし、そのほかにもあるということですが、ここでちょっと絞りますが、軽度生活援助サービス事業費が 630万ほどですか、執行されています。この対象の高齢者はどんな方なのか、あるいは、どんなサービスなのか。名前からすると家事なのか何かちょっとわかりませんが、どのようなサービスなのか。それから、延べでこの金額で単純に割り返しますと、単価は 2,500円ほどなのですが、そのサービスの内容についてお答えください。

○**（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長**

軽度生活援助サービス事業というのは、在宅でひとり暮らしの高齢者に対して生活の援助をする事業なのですが、ヘルパーを派遣して生活援助をする。そして、軽度の家事援助サービスを行う事業、こういうことになっております。そして、 1.5時間から 2 時間くらいで 2,500円から 3,000円近くというような形になっております。

○**横田委員**

次に行きます。

生きがい対応型デイサービス事業費、これも同じように、対象あるいはサービス内容についてお答えください。

○**（福祉）高齢社会対策室長**

高齢者の支援事業でございますけれども、基本的に、これらの３つの事業がありますが、自立者支援対策ということで、介護保険導入に当たりまして、その要望と、従来受けておられた方の中で介護保険の適用にならないだろうという予想もありまして、国のメニューとして実はできた部分でございます。

私どもも、全国的な動きの中で、この３つの事業に取り組んでいかないとならないということで、相当、当初予

定をしてやったわけですが、実際ふたをあけますと、介護保険の方でかなり適用されまして、実際問題、当面これを使うのですが、その後、要介護認定を受けますと介護保険の方に移行する、こういう形で、実際の決算は見込んでいたより少ない形になっておりまして、軽度生活援助サービスというのはホームヘルプ事業でございます。

それから、生きがい対応型デイサービスというのは、従来の、バス等で移送を受けながら機能訓練を受けたり、あるいは食事をしながら１日を過ごすデイサービス事業でございます。

それから、生活管理短期宿泊事業というのは、従来のショートステイと言われる部分でございますが、この部分もあるわけですが、実際にふたをあけますと、ほとんど、ショートステイを利用されるのは介護保険適用ということで、実際の件数はございませんでした。

それから、生きがい対応型デイサービスにつきましては、延べ 274人ですが、月に直しますと20人といいたしうか、この方々が２週に１遍ないし 1.5回、この形の中でデイサービスを利用されているという形でございますので、トータル、決算としては 817万程度使っている、こういう実態でございます。

○横田委員

そうですね。当初は、相当な予算、 1,000万とかそんな予算だったかなと思いますが、介護保険に流れたというお話ですけれども、こういう決算になったわけですので、今後というか、決算ですから、今後というのもおかしいですが、どうしていいこうと思われるのか。

あるいは、ショートステイの名前が変わった生活管理短期宿泊事業ですか、こちらがゼロというお話ですね。確かにゼロになっております。次の予算あたりはどういうふうにお考えなのか、お考えだけちょっとお聞きします。

○（福祉）高齢社会対策室長

今回は例えばショートの場合はございませんでしたけれども、いつ起きてもいいような状態にはしておかないとしないだろうということで、これからも予算づけはしていかなければならないと思っておりますし、自立者支援といたしましても、実際には、介護適用を受ける前段の部分といたしましうか、これからも、そういう周辺の方々は増える要素はあるかと思しますので、こちら辺は、これからも、当然、私どもは十分配慮して、いつでも安心して生活できるような状態にはしていかなければならないというふうを考えております。

○横田委員

そうですね。弱者の切り捨てになっはまづいわけですので、なかなか予測は難しいと思ひますけれども、一回くぐっているわけですので、そこら辺の漏れがないようにお願ひいたします。

それと、在宅老人対策費の中で、さっき寝具の乾燥云々というのがありましたが、これの関連で、数字のミスなんでしょうか、決算説明書で 879件で 130万何がしになっていますが、こちらの事務執行状況の説明書の方では 392となっていますけれども、これは単純な数字のミスでしょうか。正誤表にはなかったように思ひます。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

数字の違いなのですが、事務執行状況では 392世帯となっております。これは登録者数でありまして、１軒の家で複数枚出すということもございまして、それが春秋の２回ということで、トータル 879件、こういうことになっております。

○横田委員

失礼しました。延べを見逃しました。

障害者福祉について

それでは、障害者福祉の方に移らせていただきますが、障害者は、精神、知的、身体と３つあるわけですが、小樽市内に、社会福祉法人は別にしまして、こういった障害者の方たちの雇用の場といたしましうか、働ける場として小規模作業所というのがございしますが、これについて、精神、知的、身体ごとに、箇所数、それから人員がわかれば、あわせてお願ひいたします。

○（保健所）保健課長

精神障害者の地域共同作業所のことでございます。小樽市には1カ所ございまして、共同作業所、ステップアップ小樽というところがございます。現在の登録者数が43名でございます。

○（福祉）社会福祉課長

福祉部で所管しております知的障害者、それと身体障害者の共同作業所でございます。北海道から認可を受けている事業所という意味では、いずれもございません。

○横田委員

今の保健所の精神の方は決算書にも載っておりましたね。ステップアップで一千百何十万ですね。それから、社会福祉の方では、道の認可はないということですが、我々がたまに見かけるのがありますが、小規模作業所といひましようか、それは全然なかったですか、小樽で。民間みたいな形でやっているやつは。

○（福祉）社会福祉課長

共同作業所と今おっしゃっておりますけれども、障害者地域共同作業所ということで正式な言い方をしております。今、委員がおっしゃいましたように、市内で、先ほど私は北海道から認可を受けた共同作業所という意味だということで述べましたけれども、その前の段階といひましようか、認可を受けていない段階といひましようか、ボランティアの方を含めて、障害者の方に授産の機会を与えるような、そういったグループといひましようか、そういう作業といひましようか、身体障害者でございますが、市内には1カ所あると押さえております。

○横田委員

豊浜の関係のあれでしょうか。何人ぐらいですか。

○（福祉）社会福祉課長

毎日、ここの施設に障害者の方が集まってということではございません。ただ、人数的には、最近聞いた人数では六、七人ということで聞いておりまして、さまざまといひましようか、コンピューターなんか使ひまして、授産機会のための訓練をしているという状況はございます。

○横田委員

そのほかにもうちょっとあったような気がするのですが、民間ですから、なかなか把握はできないのかもしれませんが、例えば、道の認可を受けている、先ほどのステップアップですか、これは一千何がしかの予算がついておられる。この道の認可を受けるための要件といひましようか、最低限の要件は、例えば人数とか指導の関係とかがあるのでしょうか、それについてちょっと教えてください。

○（保健所）保健課長

利用人数のことからまず申し上げたいと思うのですが、5人以上ということ、それから、そこに作業指導員が配置されているということ、それが最低条件でございます。

○横田委員

5人以上で、指導員があれば道の認可は受けられるということですか。最低限のその要件をクリアすれば。

○（保健所）保健課長

余りにも簡単で申しわけございません。

利用者人数ももちろんそうですし、指導員もそうですけれども、目的が、就労することが困難な在宅の精神障害者ということになっておりますので、まず、その対象者の把握をきちっとされていることと、指導員だけでなく、例えば通院している可能性が十分にありますので、バックアップするところの医療機関との関係もあります。

それから、作業所内では生活指導もしておりますので、何をするかということと、作業指導ということになりますと、つくったものをどう社会の中に生かすかということも考えたところの設備ということの問題もございます。そういうことをあわせましたところで、市の方で推薦したところで道の認可という形になると思います。

○横田委員

わかりました。

ステップアップ小樽に限らせていただきますが、実態といいましょうか、障害者の方が働いているわけですが、報酬とか、これはもちろん大ざっぱで構いませんが、あるいは勤務時間とか、何かそういったもので把握されていることがありましたら、教えてください。

○（保健所）保健課長

まず、勤務時間ですけれども、９時から５時というふうになっております。

それから、１時間当たり60円相当という形でもって、作業療法をしまして何か製品をつくったときに計算しておると聞いております。

○横田委員

１時間60円という、我々の感覚からすると、もちろん高い金額でないわけですが、それでもなおかつ働きたいという障害者の方がたくさんおられると思います。こういう調査をされているかどうか、わかりませんが、働きたいけれども、そういう場所が少なくて自宅に引きこもるといいましょうか、家にいるのだというような障害をお持ちの方がどのくらい小樽市内におられるかというのは何か調査したことはございますか。

○（保健所）保健課長

調査ではございませんけれども、入院と通院もそうですが、公費負担その他の状況からの雑駁な把握ですけれども、1,800人ほどおりまして、入院が200人程度というところです。

○横田委員

入院ですか。

○（保健所）保健課長

入院の方が200人です。その1,800人中、200人程度というふうに押さえております。

○横田委員

入院というのは、病院でなくて、施設に入所ですか。入院ですか。

○（保健所）保健課長

入院でございます。

○横田委員

病院に。そしたら、1,600人の方は自宅におられて、お仕事を探しておられるかもしれないのですね。

○（保健所）保健課長

今のは、1,800人中200人が入院しておりますので、1,600人の方が通院しながら生活を送っているという形です。

○横田委員

1,600の半分、あるいは3割、4割としましても、相当な人数がおられると思います。そういう方々が、こういう施設が少なくて働けないとなると、行政としては何かしなきゃならないのかなという気がします。それこそ、民間の力なんかも借りながら、こういった小規模作業所をやると。

札幌の例で申しわけないですが、先ほど長川課長に聞いた例では、何カ所か民間でやっておられる小規模作業所があって、そこでたくさんの方がいろいろ働いておられる。札幌と比較するわけにはなかなかいかないでしょうけれども、ぜひ、小樽も、その辺の指導といいましょうか、あるいはいろんな促進といいましょうか、その辺の施策があればいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長

ただいまの小規模作業所の件ですけれども、知的、それから身体障害者ということで先ほどご答弁申し上げまし

たが、私どもとしては、現在のところは、情報提供など側面的な支援を行っておりますので、法人化なんかに当たって仮にご相談があれば、情報提供も含めて、ご相談に乗りたいと考えております。

○委員長

自民党、ほかにごいませんか。

以上をもって、本日の質疑を終結し、散会いたします。